

平成 25 年度
自 己 点 検 評 価 書

第一薬科大学

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

第一薬科大学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神としている。大学名に冠している「第一」は、仏教用語である「第一義諦（絶対的な真理、真如実相）」の「第一」に由来している。人には、それぞれ生来その人にしかない特徴的長所、美点や特質等が賦与されている。これは、その人らしさを特徴づける個性であり、他と区別されるべき「第一義的特性」と捉える。その人に内在する個性を教育によりできるだけ多く引き出し、永遠に輝かせしめる第一義的特性としたいとの創設者の思いから、校名に「第一」が付けられている。

近年の医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の安全使用や薬害の防止といった社会的要請に応えるため、薬剤師の養成のための薬学教育は、教養教育や医療薬学を中心とした専門教育及び実務実習の充実を図るとともに、これらを有機的に組み合わせた教育課程を編成して効果的な教育を実施しうるようにする必要がある。そのため、平成 18 年度より学校教育法が改正され、薬剤師養成のための薬学教育は、学部の修業年限が 4 年から 6 年に延長された（薬学教育の改善・充実について（答申）平成 16 年 2 月 18 日 中央教育審議会）。

本学は、大学教育における「個性」を「専門性」と位置づけ、時代の要請に基づいた高い資質を持つ薬剤師が求められていることを踏まえ、薬学という専門性に特化した教育を基本とし、薬剤師としての高度専門職、天職として自己の社会的貢献・使命を自覚することを目指している。

本学は 2011（平成 23）年度に、6 年制課程における教育目標を明確にし、「惻隱の情を持つ薬剤師の養成」、「実践的能力を持つ薬剤師の養成」、「創造的な薬剤師の養成」の 3 つを基本理念として掲げている。

本学は、開学以来、半世紀以上の歴史を重ねており、一貫して臨床能力の高い薬剤師の養成を目指し、医療機関等におけるチーム医療の担い手として、13,000 名を超える薬剤師を輩出している。本学の卒業生は、九州・沖縄地区に留まらず、全国各地で薬剤師をはじめ薬学教育・研究、薬業界や行政等多岐にわたる分野で活躍している。

II. 沿革と現況

1 本学の沿革

本学は、昭和 35（1960）年に薬学部薬学科からなる西日本唯一の薬系単科大学として開学した。昭和 42（1967）年には、薬剤学科と製薬学科の 2 学科を設置した。その後、平成 18（2006）年に薬学教育が 6 年制に移行されたのを契機として、薬剤師養成に特化した薬学部薬学科の 1 学科に改組した。

昭和 31 年 4 月	学校法人高宮学園設立認可
昭和 34 年 12 月	第一薬科大学設置認可（薬学部薬学科）
昭和 36 年 3 月	薬学部薬学科の入学定員増認可
昭和 41 年 12 月	薬学部製薬学科設置認可
昭和 42 年 3 月	新館（鉄筋 4 階建）完成
昭和 51 年 3 月	薬剤学科 160 名、製薬学科 100 名入学定員増認可
昭和 53 年 3 月	研究実習棟（鉄筋 8 階建）完成
昭和 55 年 4 月	学校法人都築高宮学園に改称
昭和 57 年 5 月	薬用植物園温室の整備、図書館の拡充
昭和 60 年 10 月	学校法人都築学園に改称
昭和 61 年 11 月	都築学園記念厚生会館完成
平成 13 年 11 月	薬用植物園新設
平成 15 年 3 月	第一薬科大学附属ハッチェリー薬局開局
10 月	台湾・中国医薬大学と学術交流協定を締結
平成 18 年 4 月	6 年制移行に伴い、薬学部薬学科（入学定員 173 名）を設置
平成 22 年 9 月	実験動物飼育施設新設
	第 2 厚生会館内に図書・国試情報センター設置
平成 25 年 3 月	アメリカ・デュケイン大学と学術交流協定を締結

2 本学の現況（平成 25 年 5 月 1 日現在）

（1）大学名：学校法人 都築学園 第一薬科大学

（2）所在地：福岡県福岡市南区玉川町 22 番 1 号

（3）学部等の構成：薬学部薬学科（6 年制）

（4）学生数、教員数、職員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

総学生数：薬学部薬学科 1,081 名

専任教員数：49 名 職員数：30 名

第一薬科大学

○学生数＜平成 25 年 5 月 1 日現在＞

薬学部 薬学科	年次	入学定員	男	女	計
	1 年次	173	108	119	227
	2 年次	173	97	89	186
	3 年次	173	108	76	184
	4 年次	173	98	93	191
	5 年次	173	59	57	116
	6 年次	173	77	100	177
	計	1,038	547	534	1,081

○教員数＜平成 25 年 5 月 1 日現在＞

専任教員	教 授		准教授		講 師		助 教		助 手		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	23	3	5	3	6	2	0	4	0	3	34	15
	26		8		8		4		3		49	

非常勤講師	男	女
	24	15
	39	

事務職員数＜平成 25 年 5 月 1 日現在＞

職 員	事務系	
	男	女
	24	6
	30	

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神としている。学校法人都築学園寄附行為第3条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と規定され、第一薬科大学学則（以下、「学則」という。）には、「本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、薬学を志す学生に、広く薬学に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する薬剤師を育成することを目的とし、医療福祉の向上、学術の深化に貢献することを使命とする。」（学則 第1条）と定めている。

本学は、薬剤師教育が6年制移行した直後に教育目標を明確にし、以下に示す3つを掲げている。【資料 1-1-1】～【資料 1-1-5】

○教育目標

1. 「惻隱の情」をもつ薬剤師の養成

医療人として患者さんに共感する態度、思いやりのある柔らかな心を涵養することをねらいとして、少人数の「クラス担任制度」を通じた学生と教員との触れ合いの中で、「惻隱の情」（患者さんの気持ちに寄り添い、相手の立場に立って、心情を深く理解する心）を持つ、医療人として生命に対する高い倫理観及び豊かな人間性を身につけた薬剤師を養成する。

2. 実践的能力を持つ薬剤師の養成

6年制薬学教育では、医薬品は化学物質であることから、物質に基礎をおく教科等薬学基礎科目の基本的知識、理論を十分修め、その上で、医療現場で通用する実践的な能力（知識・技能・態度）を有する薬剤師が求められる。普段の講義・演習・実習、補習講義、早期体験学習や長期実務実習前の事前学習等を通じて、化学の基盤に立ち、確かな知識と技能を備えた臨床能力の高い薬剤師を養成する。

3. 創造的な薬剤師の養成

医療現場では、答えのない未知の事象に対して、医療スタッフの一員である薬剤師として責任ある行動、態度をとることが求められる。「クラス担任制度」の活用、少人数対話型学習（SGD; Small Group Discussion）、問題解決型学習（PBL; Problem-based Learning）及び5～6年次の卒業研究の実施を通じて、高い資質を持った薬剤師を養成する。これらの教育を通して、医師、看護師等と協力し、薬剤師の専門性を発揮するす

るとともに、チーム医療に貢献できる創造的な薬剤師を目指す。

【自己評価】

本学の目的は、建学の精神に基づき、寄附行為及び学則に明確に定められ、養成する具体的な人材像や教育目的も明示されている。また、それらが教職員や学生に周知されているとともに、社会に対しても広く公表されている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神を踏まえて、2011（平成 23）年度には教育目的を明確にするため 3 つの方針を策定した。今後も各種媒体等を通じてさらなる周知徹底を図る。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-1-1】第一薬科大学 CAMPUS GUIDE 2014（2 ページ）

【資料 1-1-2】平成 25 年度第一薬科大学学生便覧（1～2 ページ）

【資料 1-1-3】平成 25 年度第一薬科大学学生便覧（学則 第 1 条、82 ページ）

【資料 1-1-4】第一薬科大学ホームページ（大学案内）

(http://www.daiichi-cps.ac.jp/daigaku/page_11796.html)

【資料 1-1-5】第一薬科大学学則 第 1 条

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学は、「個性の進展による人生練磨」を建学の精神とし、「惻隠の情を持つ薬剤師の養成」、「実践的能力を持つ薬剤師の養成」、「創造的な薬剤師の養成」の 3 つを教育目標として掲げるとともに、教育の質の維持・向上を目指して、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを策定している。それらは、大学案内（第一薬科大学 CAMPUS GUIDE 2014）、学生便覧、入試関係資料等に掲載され、大学ホームページを通じて教職員及び学生、さらには社会に対して周知を図っている。さらに、オープンキャンパス等においても、本学の理念や教育目的、教育目標について説明している。【資料 1-2-1】～【資料 1-2-3】

・ 3 つの方針（ポリシー）

1. アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）

教育理念に基づき、薬学を志す学生を広く受け入れ、チーム医療を通じて地域社会に貢献できる医療人の育成を目指す。そのため、本学では次のような学生を求めている。

- (1) 入学後の修学に必要な基礎的学力を有していること
- (2) 協調性や基礎的コミュニケーション能力を有していること
- (3) 生命を尊重し、他者を大切に思う心があること
- (4) 高い倫理観を持ち、人々の健康増進と医療活動に貢献したいという目的意識を持っていること

2. カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

本学では、教育理念に基づいて、専門性の高い薬剤師を養成することを目的とし、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成している。

(1) 6年間の教育課程

本学では、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育を実施している。医療人としての幅広い能力を培うための教育や、これから医療人として担わなければならない多くの分野で貢献できる人材の育成を目指したカリキュラムを設定している。実習や演習も多く取り入れ、実践に即した知識・技術・態度の習得を目指している。

(2) 1年次から2年次

本学は、基礎学力向上を目的とした教育科目を早期に実施している。勉学に対して目的意識を持たせるため、将来就職の対象となる職域を訪問する早期体験学習を取り入れ、勉強意欲を高めるための動機づけを行っている。また、救命救急処置の体験や高齢者体験学習等医療人としての素養の醸成やコミュニケーション能力向上に資するプログラムを設定している。

(3) 2年次から3年次

薬学教育における基礎薬学領域の教科から社会薬学や医療薬学領域の教科へと順次段階を踏んで総合的に習得できるよう専門教育科目を中心とした教育を行う。また、3年次末には薬学基礎科目の習熟度をチェックするために、薬学基礎学力試験を実施している。

(4) 4年次

4年次には5年次の実務実習に向けた事前学習の教科を配置している。また、薬学共用試験に向けた学力強化プログラムも実施している。

(5) 5年次

長期実務実習を実施し、医療現場で医療人として必要な基礎的能力を養成する。また、5年次から6年次初めにかけて、配属された研究室での卒業研究を通じて、問題解決能力を身に付け、卒業論文発表会での報告に繋げている。

(6) 6年次

5年次までに身に着けた薬剤師として必要な知識・技能・態度を統合して実施できる能力を醸成するために総合薬学演習を行い、学力試験等を通して習熟度を確認し、薬剤師国家試験に合格できる十分な学力を養成する。

3. ディプロマ・ポリシー（薬学部、卒業認定・学位授与に関する方針）

本学の教育理念・教育目的に基づくカリキュラムを履修し、卒業に必要な単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与する。学位授与には、次の項目を満たすことが求め

られる。

(1) 薬剤師として保健・医療分野における社会的使命を遂行しうる能力を有していること。

(2) チーム医療や医療現場に対応できるコミュニケーション能力・技能を身につけていること。

(3) 高い倫理観を持ち、人々の健康増進と医療活動に貢献したいという目的意識を持っていること。

(4) 生命を尊重し、他者を大切に思う心を有していること。

【資料 1-2-4】～【資料 1-2-6】

【自己評価】

本学の建学の精神とこれに基づく教育理念において、本学の個性・特色の明示がなされている。また、これを踏まえた 3 つの方針が整備されており、薬系大学としての特色を的確に表現しているものと判断する。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-2-1】第一薬科大学 CAMPUS GUIDE 2014 (6 ページ)

【資料 1-2-2】平成 25 年度第一薬科大学学生募集要項

【資料 1-2-3】第一薬科大学ホームページ (情報の公表)

(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/page_13655.html)

【資料 1-2-4】第一薬科大学学則 第 1 条、第 11 条～第 15 条

【資料 1-2-5】平成 25 年度第一薬科大学学生便覧 (120～129 ページ)

【資料 1-2-6】平成 25 年度第一薬科大学卒業研究論文要旨集

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法に基づいて、薬学に関する大学教育を行い研究することを学則で規定している。【資料 1-2-7】、【資料 1-2-8】

【自己評価】

法令等を遵守して教育研究が適切に行われている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-2-7】第一薬科大学学則、第 1 条【資料 1-1-5】と同じ

【資料 1-2-8】平成 25 年度第一薬科大学学生便覧 (学則、第 1 章 総則、82 ページ)

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

法令等の改正に併せて、教育目的の見直しや目的に合わせたカリキュラム改正を行い、教育研究体制を整備すると共に教員組織の見直しを随時行っている。【資料 1-2-9】～【資

料 1-2-11】

【自己評価】

社会情勢の変化に合わせて、カリキュラム等は随時変更されている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-2-9】 第一薬科大学 CAMPUS GUIDE 2014 (8～9 ページ)

【資料 1-2-10】 平成 25 年度第一薬科大学学生便覧 (8～9 ページ)

【資料 1-2-11】 第一薬科大学ホームページ (情報の公表、教員組織)

(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/page_13655.html)

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

社会情勢や社会要請に応じた教育目的の適合性の見直しを必要に応じて図っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪1-3 の視点≫

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

「基準項目 1-3 を満たしている。」

(2) 1-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

建学の精神及び教育目的は、大学案内、大学ホームページ、学生便覧に掲載されており、毎年、全教職員に大学案内、学生便覧を冊子として配布している。【資料 1-3-1】～【資料 1-3-3】

平成 23 (2011) 年度には、ポリシー策定のための検討も実施し、最終的に教授会に諮って決定した。大学の基本方針に係わることであり、教職員が理解し、支持したものとするために十分な検討と説明を行った。

【自己評価】

本学の建学の精神と教育目的は、大学構成員に十分に理解されている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-3-1】 第一薬科大学 CAMPUS GUIDE 2014 (1 ページ)

【資料 1-3-2】 平成 25 年度第一薬科大学学生便覧 (1～2 ページ) 【資料 1-3-1】 と同じ

【資料 1-3-3】 第一薬科大学ホームページ (大学案内) 【資料 1-1-4】 と同じ

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的は、大学案内、本学ホームページ等により学外に公表されている。また、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等様々な機会を通じて本学の情報を発信し周知に努めている。【資料 1-3-4】～【資料 1-3-6】

【自己評価】

学内外への周知は十分に行われている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-3-4】第一薬科大学 CAMPUS GUIDE 2014（1～2 ページ）

【資料 1-3-5】平成 25 年度第一薬科大学学生便覧（1～2 ページ）【資料 1-3-1】と同じ

【資料 1-3-6】第一薬科大学ホームページ（大学案内）【資料 1-1-4】と同じ

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

本学においては、教育研究体制を整備する中で、本学の教育目的と整合する教育内容の修正・変更や全体的な組織の在り方等を継続的に検討してきている。【資料 1-3-7】～【資料 1-3-9】

【自己評価】

建学の精神と新たな 6 年制の薬学教育を通じて、社会に貢献する薬剤師育成をめざしている本学の教育目的は、本学の教育計画の基礎となっており、これを具現化するために策定されたアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーにも反映させている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-3-7】第一薬科大学 CAMPUS GUIDE 2014（1～2 ページ）

【資料 1-3-8】平成 25 年度第一薬科大学学生便覧（1～2 ページ）【資料 1-3-1】と同じ

【資料 1-3-9】第一薬科大学ホームページ（大学案内）【資料 1-1-3】と同じ

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学は、2006（平成 18）年度以降、教育研究組織として、6 年制薬学教育の導入に合わせた薬学部薬学科（入学定員 173 名）を設置している。学部は所属する専任教員により構成され、その運営は教授会および各種委員会を中心に行われている。なお、教授会は、教学に関する事項の審議機関となっている。【資料 1-3-10】、【資料 1-3-11】

教育課程は、①薬学教育モデル・コアカリキュラムに沿った教育（薬学専門領域）に加えて、②基盤となる人間的素養を含む教育と薬学専門教育を学ぶ上で必要な基礎教育、

の 2 つから編成されている。薬学教育の多様性と本学の人的資源を考慮して、5 つの大講座および 23 の分野を設置している（表 1-3-1）。【資料 1-3-12】、【資料 1-3-13】基礎教育の充実を目指して、基礎教育講座として 2013（平成 25）年度は 7 名の専任教員を配置している。

上記分野（研究室）以外の教育研究施設として、実務実習教育センター、図書室、国試情報センター、中央機器室、薬用植物園、実験動物飼育施設及び質問室等を設置し、それぞれの役割に応じて機能している。また、実践的臨床教育の充実を図るため、地域の 2 つの病院（福岡赤十字病院、九州中央病院）と教育上の協力関係を結んでいる。

表 1-3-1 平成 25 年度 第一薬科大学教育研究組織 <平成 25 年 5 月 1 日現在>

講座	分 野	総数	教授	准教授	講師	助教
医薬品化学 ・物性学 講座	薬品化学分野 A,B	5	3	2		
	生薬学分野	2	1		1	
	薬用資源学分野	1	1			
	薬物解析学分野	1	1			
	放射化学分野	1	1			
生命薬学 講座	分子生物学分野	2	1			1
	免疫薬品学分野	1	1			
	薬品作用学分野	2	1	1		
	薬物治療学分野	3	2		1	
健康・環境 衛生学講座	衛生化学分野	1	1			
	分析化学分野 A,B	3	2		1	
臨床薬学 講座	薬剤設計学分野	2	1			1
	臨床薬剤学分野	2	1	1		
	処方解析学分野	1	1			
	社会薬学分野	2	1		1	
	健康管理学分野	1	1			
	実務実習教育センター	9	4	3	1	1
基礎教育 講座	法学分野	1	1			
	語学分野	2		1	1	
	哲学分野	1	1			
	基礎数学分野	1	1			
	基礎化学分野	1			1	
	基礎生物分野	1			1	
	情報教育分野					
附属施設	教育協力病院配属	1				1
合計		47	27	8	8	4

教育研究活動を展開する上で必要な運営体制に関しては、機動的な運営を図るため、教授会の下に 2013（平成 25）年度は 36 の学内委員会を置き、それぞれ所管事項について審議している（表 1-3-2）。【資料 1-3-14】2013（平成 25）年度から、教務委員会の中で、学年別のきめ細かい教育指導を実現するために、各学年担当委員制が導入され、企画立案・実行の役割を担って活発な教務活動が展開されている。教育改善の新たな取り組みとして、授業に関する教員による相互評価の実施が 2013（平成 25）年度後期に開始されている。

研究活動に関しては、研究環境改善委員会を置き、学内競争的資金制度を導入する等、継続的に研究環境の整備・充実に努めている。

なお、学則を含む各種委員会の規定の一部について、2013（平成 25）年度末に見直し作業を行い、より実態に則した内容に改善した。

表 1-3-2 平成 25 年度第一薬科大学学内委員会（平成 25 年 1 月現在）

担当	委 員 会 名
教務関連	教務委員会 CBT 委員会 学生実習委員会
学生関連	学生委員会 学生相談室 厚生委員会 安全衛生委員会
入試関連	入学試験委員会 入学者選考委員会 広報委員会
実務実習関連	実務実習委員会 OSCE 委員会 早期体験学習委員会
業務全般	ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会 研究環境改善委員会 研究年報編集委員会 図書委員会 社会連携推進委員会 実験動物施設管理運営委員会 動物実験委員会 中央機器室管理運営委員会 コンピューター管理運営委員会 情報ネットワーク委員会 ホームページ委員会 薬用植物運営委員会 臨床研究倫理委員会 学術交流委員会
自己点検関連	自己点検・評価委員会 自己点検・評価小委員会 スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会
管理運営全般	教育研究費予算委員会
	教員選考委員会
	個人情報保護委員会
	ハラスメント防止委員会

【自己評価】

附属施設等を含む教育研究組織（実施組織）は、本学の使命・目的を達成する上で適切に整備されており、教育研究組織の構成等を含めた全体の整合性が図られているものと判断する。また、教育活動を展開する上で、教授会、教務委員会や FD 委員会等の各種委員会を設置し、それぞれの委員会は相応の役割を適切に果たしていると判断される。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-3-10】第一薬科大学教授会規程

【資料 1-3-11】平成 25 年度第一薬科大学学生便覧（第一薬科大学 学則 90～91 ページ）

【資料 1-3-12】第一薬科大学ホームページ（研究室紹介）

(<http://www.daiichi-cps.ac.jp/kenkyu/index.html>)

【資料 1-3-13】第一薬科大学 CAMPUS GUIDE 2014（19 ページ）

【資料 1-3-14】平成 25 年度第一薬科大学学内委員会教職員委員名簿

（3）1－3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育理念と目的に則って、これが適切に機能しているかについて恒常的に検証を行い、適宜必要な見直しを図る。

【基準 1 の自己評価】

本学の建学の精神と教育目的、教育目的の質の維持・向上に向けて策定されたアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、薬学に関する教育研究の基本姿勢を具体的に示し、かつ明確で簡潔な文章によって表現しており、これらは学内外への周知もなされているものと判断する。

今後も教育課程の内容を精査し、予定されている薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂に対応する教育研究体制を継続して整備する。

基準 2. 学修と教授**2-1 学生の受入れ****《2-1 の視点》****2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知****2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫****2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持****(1) 2-1 の自己判定**

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**[事実の説明]**

建学の精神に基づき、その教育理念・教育目標を達成できるよう、それに相応しい学生を受け入れるために、受験生の多様なニーズを把握しながら入学者の受け入れを行っている。また、適切な入学者選考方法を定め、質的・量的にバランスのとれた学生の確保を実践するため、選考方法を不断に検証し、改善に努めている。

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知**[事実の説明]**

本学の入学者の受け入れ方針は、アドミッション・ポリシーとして、教育目的に沿って明確に定められ、大学要覧や学生募集要項に掲載するとともに、ホームページにも公表している。【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】、【資料 2-1-3】、【資料 2-1-4】2013（平成 25）年度では、大学要覧および学生募集要項は資料請求者に送付するとともに、オープンキャンパス・入試説明会、高校・予備校訪問、高校内ガイダンス・出前講義、都築学園グループ合同セミナー（九州・沖縄の 8 会場）、高校生や保護者の大学訪問等のさまざまな機会（表 2-1-1 平成 25 年度における広報・募集活動）を活用して配布し、アドミッション・ポリシーの周知が図られている。【資料 2-1-5】

表2-1-1 平成25年度の広報活動

オープンキャンパス	21 回	参加者数 471 名
入試説明会	6 回	参加者数 84 名
高等学校・予備校の訪問	年間 5 回	訪問校 441 校
会場ガイダンス （会場内において大学全般説明）	58 会場	参加学生数 195 名
校内ガイダンス （高等学校内において大学全般説明）	31 校	参加学生数 189 名
出前講義（高等学校内において実習講義）	4 校	参加学生数 38 名

[自己評価]

本学の入学者受け入れ方針は明確に定められ、各種媒体により周知が図られている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2-1-1】アドミッション・ポリシーの掲載資料【資料 1-2-1】、【資料 1-2-2】、【資料 1-2-3】と同じ

【資料 2-1-2】第一薬科大学 CAMPUS GUIDE 2014（11 ページ）

【資料 2-1-3】平成 26 年度第一薬科大学学生募集要項

【資料 2-1-4】第一薬科大学ホームページ（情報の公表）

(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/page_13655.html)

【資料 2-1-5】平成 25 年度広報関連資料（高校訪問、進学相談会、都築学園グループ合同セミナー、高校内ガイダンス、高等学校への出張講義、高等学校への出張実験講座、オープンキャンパスの資料等）

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

入学者の選抜は、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、選抜方法、出願資格、試験内容、選抜内容、評価判定基準等が定められている（表2-1-2平成26年度入学試験概要）。2014（平成26）年度大学入学者選抜では、AO入試、指定校推薦入試、推薦入試、社会人入試、帰国生徒入試、特待生入試、一般入試、センター利用入試の計8種の選抜方法によって実施した。特待生入試は、2013（平成25）年度入試より導入しており、特に学力の高い学生に対して経済的な支援を実施しつつ、質の高い入学者の確保を目指している。卒業生子弟等に対する入学特典の案内を全募集要項に掲載し、入試広報活動に役立てている。試験内容に関し、AO入試には基礎学力・適性検査と題した筆記試験、指定校推薦入試、社会人入試、帰国生徒入試には面接試験を新たに導入し、学力をよりの確に把握できるような選考方法へ改善した。入学者の受け入れに関する情報の周知を図る目的で、関係する情報を進学情報誌や新聞広告等に掲載し、積極的な広報活動を継続実施している。

表2-1-2 平成26年度入学試験の概要

1. 各入試区分の募集人員（入学定員 173 名）

入試区分	募集人員
一般入試（一・二期合計）	60 名
センター利用入試（前・中・後期合計）	30 名
AO入試（一・二・三期合計）	20 名
指定校推薦入試	20 名
その他の推薦入試	13 名
特待生入試（一・二期合計）	S・A・Bそれぞれ若干名
社会人入試（一・二期合計）	10名（社会人・帰国生徒の合計）
帰国生徒入試（一・二期合計）	

※特待生入試においては、一般学生としての合格判定人数を考慮している。

2.出願資格と試験内容

	出願資格	試験内容（選考方法）
A O 入 学 試 験	（１）高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成 26 年 3 月卒業見込の者を含む） （２）学校教育法施行規則第 150 条の規程により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成 26 年 3 月末までにこれに該当する見込の者を含む） （３）本学の理念・教育方針・教育内容を十分に把握し、かつ本学を専願とする者 （４）自己の目標達成のための勉学に強い意欲を持つ者	○化学もしくは生物を中心とした薬学に対する適性を審査するための筆記検査「基礎学力・適性検査」（「化学Ⅰ」もしくは「生物Ⅰ」の基礎的問題、出願時選択、30 分）の総合評価により判定します。「基礎学力・適性検査」及び面接の総合評価により判定します。 ○提出書類（調査書、自己アピール作文）を基にした面接（個人面接、約 20 分）
指 定 校 推 薦 入 学 試 験	（１）本学が指定した高等学校又は中等教育学校を平成 26 年 3 月卒業見込の者で、学校長が推薦した者 （２）指定校推薦入学者選考に合格した場合、必ず入学する意志がある者（専願制）	「小論文」、面接及び調査書の総合評価により判定します。 ○小論文（作成時間 75 分） ○面接（個人面接、約 10 分）
推 薦 入 学 試 験	高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成 26 年 3 月卒業見込の者を含む）で、学校長又は予備校長が推薦する者（高等学校・中等教育学校在学学生は、高等学校長・中等教育学校長の推薦とする）	「基礎的な化学の学力テスト」（「化学Ⅰ」の範囲から出題、マークシート方式、時間 75 分）及び調査書の総合評価により判定します。
社 会 人 入 学 試 験	平成 26 年 3 月末日に満 22 歳以上になる者で、次のいずれか 1 つに該当する者。 （１）高等学校又は中等教育学校を卒業した者（ただし、定時制または通信制課程の高等学校については、平成 26 年 3 月卒業見込みの者を含む） （２）通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 （３）文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）に合格した者 （４）学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者	「小論文」、面接及び提出書類の総合評価により判定します。 ○小論文（作成時間 75 分） ○面接（個人面接、約 10 分）

帰国生徒入学試験	日本国籍を有し、保護者の海外在住のために外国において、日本の高等学校教育課程に相当する期間のうち2年以上を継続して在学した者で、次のいずれかに該当する者 (1) 日本の高等学校もしくは中等教育学校又はこれに相当する外国の教育機関を平成26年3月までに卒業見込みの者 (2) 前記所定の高等学校又は教育機関を卒業した者で、帰国後出願時までの期間が原則として1年未満の者	「小論文」、面接及び提出書類の総合評価により判定します。 ○小論文（作成時間 75 分） ○面接（個人面接、約 10 分）
特待生入学試験	(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者(平成 26 年 3 月卒業見込の者を含む) (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(平成 26 年 3 月末日までに修了見込の者を含む) (3) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）に合格した者(平成 26 年 3 月末日までに合格見込の者を含む) (4) 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成26年3月末日までに該当する見込の者を含む）	(1) 試験内容 ○化学Ⅰ・化学Ⅱ（マークシート方式、時間 60 分） ○生物Ⅰ又は数学Ⅰから1科目選択（出願時選択、マークシート方式、時間 60 分） ○面接 (2) 選考方法 ○学力試験成績、面接及び調査書の総合評価により判定します。 ○特待生入学試験成績優秀者から特待生S・特待生A・特待生Bを選抜します。 ○特待生合格基準に達しなかった場合でも、「一般入学試験」の合格基準に達する学力を有すると認められた方には、一般学生での合格判定をおこないます。
一般入学試験	(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者(平成 26 年 3 月卒業見込の者を含む) (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(平成 26 年 3 月末日までに修了見込の者を含む) (3) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）に合格した者(平成 26 年 3 月末日までに合格見込の者を含む) (4) 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成26年3月末日までに該当する見込の者を含む）	(1) 試験科目 理科：化学Ⅰ・化学Ⅱ（マークシート方式、時間 75 分） (2) 選考方法 学力試験成績及び調査書の総合評価により判定します。

大学入試センター試験利用入学試験	本学一般入学試験の出願資格を有し、平成 26 年度大学入試センター試験において、本学が指定する教科・科目を受験した者	(1) 大学入試センター試験において、本学が指定する教科・科目 ア 外国語：「英語」（リスニングの成績は利用しない）、又は数学：「数学Ⅰ」から 1 科目選択 100 点満点（「英語」は 200 点満点を 100 点満点に換算。2 科目受験した場合は高得点の科目を採用） イ 理科：「化学Ⅰ」、「生物Ⅰ」、「物理Ⅰ」、「地学Ⅰ」から 1 科目選択 100 点満点（2 科目受験した場合は高得点の科目を採用） (2) 選考方法 大学入試センター試験において、本学が指定する教科・科目の成績及び調査書の総合評価により判定します。
------------------	---	--

入学者選抜を適正かつ公正に実施するため、本学では入学試験大綱の策定を担当する入学試験委員会、入学試験の成績判定等の担当の入学者選考委員会、広報活動大綱の策定を担当する広報委員会、及び入学試験に係わる事務業務を担う入試事務局をそれぞれ設置している。【資料 2-1-6】

入学者受け入れの判定は、選考資料に基づいて作成された判定案を入学者選考委員会において審議し、教授会の議を経て最終判定が行われる。【資料 2-1-7】

入試問題の作成とその確認は複数の委員により行う体制を整えている。学力試験では、マークシート方式を採用し、面接試験では複数の面接官を配置している。

入学試験の実施に際しては、試験全体の実施要項を作成するとともに、入学試験ごとに実施業務のマニュアルを作成し、事前説明を十分に行って公正かつ適切に行う体制を整えている。【資料 2-1-8】現時点では、個々の受験生の求めに応じた本人の得点、順位等は開示していないが、今後は必要に応じて実施を検討する。

本学では、入学者の受け入れのあり方を恒常的に検証する体制を整備している。具体的には、アドミッション・ポリシーを踏まえ、選抜方法ごとの入試成績や入学後の修学状況等の調査項目を設定し、入学試験委員会、入学者選考委員会及び入試事務局の連携の下で検証している。分析結果に基づいて、次年度以降の試験科目や募集人員の配分等の変更といった入試選抜方法の改善に取り組んでいる。

平成 26 年度入試では、①指定校推薦入試における基準の見直し②入学後の適性審査のため、指定校推薦入試、社会人入試、帰国生徒入試における面接試験の導入③AO入試における基礎学力・適正検査の導入④入試区分における各募集人員配分の見直しを採用した。

2013（平成25）年度は、オープンキャンパス・入試説明会を年間27回開催し、その中でも沖縄県で開催したオープンキャンパスは、沖縄県からの志願者増加に寄与したと考えている。また、校内ガイダンス（31校）・出前講義（4校）を実施し、高校生の薬学に対する興味や関心を高める活動を行った。高等学校への出前講義・実習及び進学相談会は、高校生に対する身近な進路相談・啓発の機会として年毎に定着しつつある。出前

講義では、入試情報だけでなく、薬学部での教育内容、進路や大学の研究室でどのような研究が行われているか等を丁寧に告知することで、将来医療人として薬剤師を希望する人材を掘り起こす重要な機会となっている。また、出前実習では、実際の実験等を通じて、高校生に薬学に興味を持っていただくことを目指した取り組みが高等学校からも評価されている。【資料2-1-9】

【自己評価】

入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法が整備されており、厳正かつ公正な入学者の選考が実施されている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2-1-6】 第一薬科大学入学試験委員会規程

【資料 2-1-7】 平成 25 年度第一薬科大学学内委員会教職員名簿【資料 1-3-14】と同じ

【資料 2-1-8】 平成 25 年度第一薬科大学入学試験実施マニュアル

【資料 2-1-9】 平成 25 年度広報関連資料【資料 2-1-5】と同じ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

過去5年間の入学定員に対する入学定員充足率は、表2-1-3に示すとおり、0.98から1.18の数値で推移している（5年間の平均値1.10）。根強い薬学人気と本学のさまざまな入試改革により、平成24年度以降、受験者数が3年連続で増加している。

表2-1-3 過去5年間の入学定員に対する入学者数の推移（入学定員173名）

入試年度	受験者数（名）	合格者数(名)	入学者数(名)	入学定員充足率
平成 22 年度	346	316	195	1.13
平成 23 年度	295	285	181	1.05
平成 24 年度	328	328	170	0.98
平成 25 年度	535	371	204	1.18
平成 26 年度	629	380	202	1.17

また、表2-1-4に示すように、過去5年間の収容定員充足率（収容定員に対する在籍学生数の比率）は0.80から1.05の間で推移している。

表2-1-4 収容定員に対する在籍者数の比率（収容定員1,038名）各年度5月1日現在

年度	在籍学生数（名）	収容定員充足率
2009（平成 21）	1,097	1.05
2010（平成 22）	832	0.80
2011（平成 23）	967	0.93
2012（平成 24）	1,021	0.98
2013（平成 25）	1,081	1.05

[自己評価]

過去5年間にわたって、適切な学生受入れ数が維持されていると評価している。

[エビデンス集 データ編]

【表 2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）

[2-1の自己評価]

教育目的に沿って、求める学生像及び入学受け入れ方針を明確に定め、公表され、十分に周知されていると考えられる。

入学者選抜方法は、入学者受け入れ方針に沿って、多様な学生のニーズに合わせた入試区分が整備されており、それぞれ有効に機能している。また、各年度の入学試験が終了するごとに、入試大綱全体を検証する体制が整備されており、次年度以降の改善に役立てられている。

ここ3年間の志願者数の増加については、高校訪問、入試説明会、オープンキャンパス等を活用し、本学の教育内容、将来の進路、入試制度を適切に伝えとともに、本学教員が各高等学校の出身者の近況をきめ細かく報告し、高等学校との緊密な連携に努めていることは、大いに評価できる。加えて、高等学校への出前講義・実習は、薬学での学びや薬剤師の職能を説明する機会でもあることから、さらなる内容充実を図る。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

質の高い入学者の確保および経済的負担の軽減を図るために導入している特待生入試については、当該入試を利用した入学者の入学後の学習状況等を鑑みながら、成果と内容の検証を行う。一方で、現行のマークシート方式の入試制度は、入学志願者の基礎学力を測るのには適しているが、思考力や応用力の把握には限界があるので、その点を考慮した試験問題の実施に努める。今後も入学定員の確保に努めつつ、入学定員・収容定員の適正化を維持する取り組みを継続する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

[事実の説明]

教育目的（学則第1条）、授与される学位（学則第8章）を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに基づき、必要な科目等を体系的に編成し、学則別表第1に示すように、必須科

目、選択科目等からなる授業科目（教養教育科目及び専門教育科目）及びその単位数を各年次に配当している。【資料 2-2-1】、【資料 2-2-2】、【資料 2-2-3】、【資料 2-2-4】

2013（平成25）年度開始時に行われた新入生及び在学生に対するオリエンテーションの概略を【資料2-2-5】に示す。

【自己評価】

教育課程の編成方針は明確に定められている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2-2-1】学則第 1 条、教育目的（規程集）、平成 25 年度第一薬科大学学生便覧（82 ページ）

【資料 2-2-2】学則第 8 章、授与される学位（規程集）、平成 25 年度第一薬科大学学生便覧（85 ページ）

【資料 2-2-3】カリキュラム・ポリシーの記載資料【資料 1-2-1】、【資料 1-2-2】、【資料 1-2-3】と同じ

【資料 2-2-4】学則第 1 章、第 10 条、別表第 1（95 ページ）、授業科目の種類及び単位数（83 ページ）（規程集）、平成 25 年度第一薬科大学学生便覧

【資料 2-2-5】新入生及び在学生に対するオリエンテーションの概略

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発 【事実の説明】

薬学教育モデル・コアカリキュラム（【資料2-2-6】）に準拠して、年次ごとに科目を配当している。

主として 1～2 年次に配置している情報教育や外国語教育に関わる科目を含む教養教育科目は、薬剤師という職能を通じて社会人としての役割を支える基盤を提供する科目と位置づけ、薬学専門教育科目とのバランスをも考慮して 2011（平成 23）年度より教養科目の開講数を順次増やし、学生の選択の幅を増やした。2013（平成 25）年度において、教養科目は 27 単位となっており、卒業要件単位数の 13.6%を占めている。

薬学専門教育科目に関しては、1 年次には薬学専門教育の基盤となる基礎的な導入科目を配置し、年次進行に伴って専門性の高い科目を履修できるよう配慮している。教養教育に加えて、低年次での早期体験学習、高学年次での実務実習等により、6 年間を通して医療人としての人間性や倫理観の涵養を図っている。

1 年次での早期体験学習は、薬剤師が実際に社会で活躍している医療現場を見学させ、低年次から薬学を学ぶ意欲を高めている。4 年次には、実務実習に向けた事前学習（プレ講義、演習、実習）、5 年次には 5 ヶ月にわたる病院・薬局での実務実習を通じて、現場での最先端の専門的実務を学ぶ。6 年次には、必要な知識・技能・態度の 3 つの要素を統合する形で、医療に従事するための実践力を磨くために、総合的な演習科目や学力試験等が科目とし組み込まれ、習熟度のレベル向上を図る特色あるカリキュラムを展開している。学生の修学支援のため、大学ホームページに教員のオフィスアワーを明示し、教員が学生の質問や相談を受けやすい環境整備にも努めている。【資料 2-2-7】

2013（平成 25）年度は、教育内容・方法の改善に際して、さまざまな取り組みを行った。【資料 2-2-8】、【資料 2-2-9】①学年ごとの実態にあわせた指導を強化するため、教務委員会に「学年担当制」を導入した。②年度初めに全学年に対して基礎学力試験を実施した。③進級規定における講義・実習等の出席回数の要件を見直した。④1～3 年次生に対し、従来の定期試験に加えて、前期後期とも中間試験を必須化した。⑤基礎薬学演習科目および薬学総合演習科目に、確認試験制度を導入し、基礎学力の補強と自主学習の促進に努めた。

学年ごとの現況について以下に列举する。

（1）1 年生：基礎化学、基礎生物学及び基礎数学の 3 科目の講義は、基礎学力試験の成績に基づいて習熟度別に 2 つのクラスに編成して行い、基礎学力不足層には倍の講義を行って対応した。また、基礎化学の講義は、4 月と 5 月の 2 ヶ月間、週 2 回の集中講義形式とする等の工夫を施した。

（2）2 年生及び 3 年生：中間試験制度の導入により、成績不振学生の学習意欲を促せたが、まだ成績向上までには成果を見出し得てない。基礎学力試験を例年の年 1 回から年 2 回へ変更したことの効果に関し、定期試験に比べ出題範囲が半分となり、学生の自主学習の促進につながったように見受けられた。

（3）4 年生：6 年生に対する薬学総合演習（前期）と同様な内容の演習を 4 年生にも課し、この段階から実際の薬剤師国家試験問題に取り組む意識を刺激した。全国的に実施された 2013（平成 25）年度 CBT 本試験（合格率 90.1%）では、164 名が合格した。【資料 2-2-10】

（4）5 年生：学外施設での実務実習に取り組んでいるため、これまで修得した薬学基礎科目に関する学力の維持・補強を図るため、4 年生及び 6 年生に課している薬学総合演習科目の確認試験や模擬試験等の受験を促した。

（5）6 年生：薬学総合演習科目及び新たに導入した確認試験等により、学力の向上を図っている。

【自己評価】

教育目標を反映して編成された科目が、薬学教育モデル・コアカリキュラム（以下、「コアカリ」と呼ぶ。）に準拠して体系的に設定され、講義、演習、実験、実習等の授業形態を工夫しながら適切に配置されている。また、各年次の学力動向を確認しながら、科目の実施時期、講義・演習内容の見直し、各種試験の実施方法等、教育方法の改善・充実に向けた取り組みを継続的に実施している点は評価できる。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2-2-6】薬学教育モデル・コアカリキュラム合本

【資料 2-2-7】第一薬科大学ホームページ（研究室紹介、オフィスアワー）

(<http://www.daiichi-cps.ac.jp/kenkyu/index.html>)

【資料 2-2-8】教務委員会規程

【資料 2-2-9】平成 25 年度第一薬科大学学内委員会教職員名簿【資料 2-1-7】と同じ

【資料 2-2-10】平成 25 年度第一薬科大学 CBT 本試験結果

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

コアカリ改定に合わせて、新たな教育内容を編成するとともに、大学独自の内容を盛り込むなど、引き続き体系的な教育内容の編成に努める。学生の学習記録や成績推移等の根拠資料を継続的に蓄積し、教育改革の推進に活用する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[事実の説明]

1) 教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

学生への学修及び授業支援については、教務委員会、学生委員会、厚生委員会が主導して全学的な方針を策定している。それぞれの委員会は、教職員が構成員となり、教務課および学生課と連携をとり、各教科担当者、クラス担任、各分野主任とも協議しながら、円滑に支援を行っている。【資料 2-3-1】、【資料 2-3-2】、【資料 2-3-3】

授業時間外の学習支援として、図書館、カフェテリア、食堂、一部の教室を学習の場として提供・解放し、学習の利便性を図っている。また、講義時間内に理解できなかった内容を、きめ細かく指導する目的で「質問ルーム」を設置し、助手 1 名を常駐させている。【資料 2-3-4】

[エビデンス集 資料編]

【資料 2-3-1】 教務委員会規程

【資料 2-3-2】 学生委員会規程

【資料 2-3-3】 厚生委員会規程

【資料 2-3-4】 平成 25 年度第一薬科大学質問ルーム利用記録

2) オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

授業担当教員は、それぞれオフィスアワーを設けており、ホームページ上に掲載している。【資料 2-3-5】 オフィスアワーでは、講義内容についての疑問点や分からない箇所等の相談・質問を受けており、学生とのコミュニケーションの強化と学生に対する修学を促す支援策と機能している。【資料 2-3-6】

[エビデンス集 資料編]

【資料 2-3-5】 第一薬科大学ホームページ（研究室紹介）

(<http://www.daiichi-cps.ac.jp/kenkyu/index.html>)

【資料 2-3-6】 オフィスアワー一覧表

3) 教員の教育活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)等を適切に活用しているか。

本学は大学院を設置していないため、大学院生を利用した TA 制度を利用できていないが、一部科目（実務実習事前学習における実習）では、教育支援を実施している。また、事務職員（技術員）3 名が、配布資料の準備、出席調査、授業評価アンケート調査等、全般的な教育活動を支援している。

4) 中途退学者、停学者及び留年者への対応を行っているか。

退学、休学者に対しては、担任や分野主任が関係部署と連携を取って適切な指導を行っている。具体的には、担任や分野主任が、退学、休学を希望する学生と十分な面談を行い、学生の状況を詳細に聴き取って、その状況を報告書として学生課に提出している。学生課は保護者等も了解していることを確認して、申請手続きを行っている。【資料 2-3-7】

留年者に対しては、担任、分野主任が学生の修学状況を学事システムによりチェックして、随時面談を行っている。また、留年生に対しては、年度当初に教務委員会、教務課でガイダンスを行っている。【資料 2-3-8】

退学者（除籍を含む）については、2011（平成 23）年度合計 47 名、2012（平成 24）年度合計 48 名、2013（平成 25）年度合計 59 名となっている。退学理由としては、進路変更（47%）が最も多く、次いで経済的理由（14%）、身体疾患（12%）及び学力不足・就学意欲低下（12%）等が挙げられる（平成 25 年度）。進路変更についても潜在的には学力不足の要因が含まれている。学業不振については、担任や科目担当者が個々の学生の質問に随時対応するだけでなく、質問ルームを設置し、専任教員を配置して、学生が随時質問できるよう対応している。【資料 2-3-9】

図書館、国試情報センター、食堂、カフェテリア及び指定教室を学習室として開放し、学生の学習の利便性を図っている。【資料 2-3-10】

また、メンタル・ヘルスケアに対処するために、担任や分野主任、学生相談室員（教職員 6 名）が随時相談に応じるとともに、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが週に 1 回、必要に応じて学生の心のケアに当たっている。【資料 2-3-11】

さらに、教職員が、心身に障害を持つ学生に対して適切な対応ができるように研修会を開催している。平成 25 年度は発達障害学生に対する対応について研修会を開催した。【資料 2-3-12】

停学者は出ていないが、規程に従ってクラス担任または分野主任が保護者と連携を取り、定期的に学生と面談を行い指導する。【資料 2-3-13】

5) 学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているか。

学生の意見を汲上げる仕組みとしては、学生意見箱、授業アンケート、学生満足度アンケート・心身の健康アンケート及び学生-教職員懇談会等がある。

学生意見箱は、学内に設置されており、学生がいつでも、無記名・記名を問わず自由に意見を投稿できるようにしたもので、庶務課が定期的に確認し、記載内容に応じて委員会や各課に意見を提示し、教職員が必要な対応を行っている。

授業アンケートは、FD 委員会が中心となって実施しており、学期毎に教員の授業に対して学生が評価するもので、自由記載欄があり、学生は自由に意見を記載できる仕組みになっている。【資料 2-3-14】この授業アンケートの結果に基づき、教員は自己評価や次年度への改善計画を報告している。また、この授業アンケートに関する報告書は学内で学生に対しても開示されている。【資料 2-3-15】

学生満足度アンケートは、学生の意見を汲み上げて学生生活を改善する目的として、学生委員会が中心となり年度当初のガイダンス時に各学年に対して実施されている。この結果は、学生委員会で取りまとめた後、学生に対しては掲示し、教職員に対してはファイルを公開している。アンケート結果で得られた学生の希望や要望については学生委員会で検討している。

また、心身の健康アンケートは、学生満足度アンケートと同時に実施し、学生相談室、カウンセラーと連携をとって、心に悩みを持つ学生を早期発見し、ケアできるようにしている。特に、新入生に対しては、クラス担任による面談と早期体験学習をとおして 1 年に亘り行って意見を吸い上げるとともに、手厚い内容の「心身の健康アンケート」を行い、カウンセラー、学生相談室が連携して、新しい環境への適応が円滑に実施できるように支援している。【資料 2-3-16】

学生・教員懇談会は学部長が中心となり、副学長や各部長、事務長と学生約 10 名程度を選抜して懇談するもので、学生からの意見を汲み上げるだけでなく、学生の意見に迅速に回答・対応することを目的とし、実施されている。平成 25 年度は 2～6 年を対象とした懇談会を 1 回、1 年生を対象とした懇談会を 1 回開催し、その結果については回答を併せて学生に掲示した。【資料 2-3-17】

これらのアンケートや懇談会、クラス担任からの意見収集を基に、授業改善や学生の学習室の利用方法、学習場所の確保、図書館の開館時間、食堂の営業時間や食事内容等、学生の要望を可能な限り取り入れるよう工夫している。

【自己評価】

本学では、教職員が相互に連携をとりながら、学生の学修ならびに授業支援を行っており、実施体制も整備され滞りなく運営されている。また、TA 制度はないが、事務職員を活用した授業支援を行っている。オフィスアワーはホームページ上にも公開され、全教員が実施して学生の質問等に丁寧に対応している。中途退学者、留年者に対してもクラス担任や分野主任を中心として面談、質問ルームによる学習支援、自習施設の開放が行われている。また、学生からの意見を汲み上げるシステムは組織的に行われ、学生の要望等の実現に向けて努力している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2-3-7】休学報告書、退学報告書

【資料 2-3-8】退学者及び留年者数の年度推移、ガイダンス資料（平成 23～25 年度）

- 【資料 2-3-9】平成 25 年度 質問ルームアンケート集計
- 【資料 2-3-10】平成 25 年度図書館、国試情報センター利用実績
- 【資料 2-3-11】平成 25 年度 学生相談員名簿
- 【資料 2-3-12】平成 25 年度 FD・SD 講習会報告
- 【資料 2-3-13】学則第 11 章第 50 条、懲戒（第一薬科大学規程集）
- 【資料 2-3-14】平成 25 年度学生授業評価アンケート報告書
- 【資料 2-3-15】平成 25 年度学生授業評価アンケートに対する教員コメント
- 【資料 2-3-16】平成 25 年度第一薬科大学学生満足度アンケート及び心身の健康アンケート結果
- 【資料 2-3-17】平成 25 年度第一薬科大学学生・教員懇談会記録(1)、(2)

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の修学上の諸問題に対する情報は、学生委員会を中心に分析し、不登校や成績不良の学生の発生を未然に防ぐため、教務委員会と連携して修学指導体制の仕組みをより一層充実させる。

クラス担任の役割を明確化し、クラス担任と学生とのコミュニケーションや信頼関係を築くことにより、学生の状況を正確に把握し支援できるよう体制を強化する。

学生に対しては、心のケアに関する講演やカウンセラー紹介を行うことで、学生の心身のケア支援に努める。

学習室の充実や、学生生活支援のための施設改善については学生委員会と図書館、厚生委員会等の協働により、利用環境のさらなる改善を図る。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

[事実の説明]

・単位について

本学では単位の算定については、学則第 15 条で明確に定めている。講義は 90 分授業 15 回をもって 2 単位とし、演習については原則 90 分授業 15 回で 1 単位としている。

実習・実技は 30～45 時間の学習で 1 単位、実務実習は 11 週間の実習をもって 10 単位としている。【資料 2-4-1】

・進級について

進級基準については、履修規定第 4 条において、入学年度別、学年別に明確に定めている。本学では学年制をとっているため、各学年にカリキュラムの異なる学生が混在しているが、入学年度別の科目の開講を厳密に実施し、進級基準についても入学年度別に

異なる基準を厳格に適用している。【資料 2-4-2】

・卒業要件について

卒業要件については、学則第 12 条及び別表 1 で必修等の要件を定めており、厳格に適用している。卒業判定で不合格となった 6 年生に対しては留年生として薬学総合演習を再履修させて単位修得させている。6 年生についてもカリキュラムが異なる学生が混在しているが、入学年度別の卒業要件を厳格に適用している。【資料 2-4-3】

【自己評価】

単位認定並びに進級及び卒業要件については、あらかじめ基準が明示されるとともに審査基準が明確にされている。単位認定については、教授会において個々の学生の単位認定並びに進級及び卒業が厳正に諮られ、決定されている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2-4-1】学則第 15 条、単位の算定

【資料 2-4-2】履修規程第 4 条、進級基準

【資料 2-4-3】学則第 12 条及び別表 1、卒業要件

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の学力動向を踏まえながら、今後も適切な単位・卒業認定の実施に努める。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

学生のキャリア形成や進路決定を踏まえて、厚生委員会、学生課（キャリアサポート室）が中心となって、就職関連相談・就職セミナー等、進路選択を支援する体制を整備している。具体的には、「求人情報の収集・整理・提供」、「就職ガイダンスの実施」、「企業等合同説明会の実施」、「就職先の紹介」等を実施している。【資料 2-5-1】、【資料 2-5-2】、【資料 2-5-3】しかしながら、医療機関に勤務するうえで国家資格取得が必須となっていることから、国家試験終了後に就職を決めている学生も多いのが実状である。この傾向は今後も続いて行くものと思われ、薬剤師国家試験の実施直後に就職相談会開催し、学生に対する進路・就職支援を行っている。

2013（平成 25）年度の学生への進路支援・就職相談に関する事項の活動状況は以下の

とおりである。

- (1) 就職ガイダンス開催：平成 25 年 8 月 9 日 講演 3 件、参加者 97 名
- (2) 学内企業等合同説明会開催：12 月 19 日 参加企業等 77 社、参加者総数 166 名
- (3) 就職相談会：平成 26 年 3 月 4 日 参加企業 95 社、参加者 36 名

【自己評価】

キャリアガイダンスについては、厚生委員会、学生課（キャリアサポート室）が中心となり進路支援・就職相談を行っており、具体的な就職支援に関しては、企業参加数、参加人数を含めて、就職希望者の状況に合わせて適切に実施している。

【エビデンス集 資料編】

- 【資料 2-5-1】就職ガイダンスの実施
- 【資料 2-5-2】企業等合同説明会の実施
- 【資料 2-5-3】就職先の紹介

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学生の就職動向や採用側の状況を充分考慮しながら、それぞれのニーズに対応した体制を継続する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

本学では、教育目的達成のため、授業内容の点検・評価として、「シラバスの作成」、「学生による授業アンケート」、「担当教員による授業の自己点検報告書」の提出等を実施して、学生の修学状況の把握し、授業内容の改善・向上に努めている。【資料 2-6-1】、【資料 2-6-2】、【資料 2-6-3】

開講している全科目について、統一した様式（授業名、担当教員名、単位数、開講時期、一般目標、到達目標、授業形式、評価方法、教科書や参考書、各回の授業内容等）に従って、各授業担当者・実習担当者がそれぞれシラバスを毎年度作成している。これを年度初めに大学ホームページで公開し、また、冊子として全学生に配布するとともに学生にその活用を促している。冊子体は入学年度別として編集し、カリキュラム内容の変更や留年生・休学生に対する配慮をしている。【資料 2-6-4】

2010（平成22）年度のシラバスから、薬学教育モデル・コアカリキュラム到達目標番号（コアカリSBO番号）を明記し、授業内容が基準に沿って実施されていることを確認

している。さらに、2011（平成23）年度入学生から、入学年度別に6年間の履修課程を示した履修基準表を学則及び大学ホームページに記載し、履修指針を明記するとともに、本学の薬剤師教育の目標を学年ごとに表記し、授業科目名等を併記したカリキュラムマップを作成し、シラバス及び学生便覧に掲載している。【資料2-6-1】、【資料2-6-4】、【資料2-6-5】これは6年間の教育課程の構造を学生に分かり易く明示している。

成績評価の客観性及び厳格性を確保するため。成績評価、学位認定（卒業判定）及び進級要件に関する基準は、学則（第6章及び第7章）及び履修規定において定められ、履修ガイダンス等を通じて学生に周知している。単位認定、進級査定や卒業認定は、定められている要件や手続きに沿って行われ、教授会において審議されている。学業成績は、評価点に応じて秀、優、良、可、不可の5段階として表し、所定の単位を認定している（学則第7章及び履修規定）。

成績評価等の正確性を担保する措置として、定期試験、確認試験、卒業認定試験等においては、学生から出題内容についての質問や疑義を申し出る機会も担保している。

FD委員会を中心に、授業の改善に向けて、積極的かつ組織的な取り組みを行っている。またすべての授業について、統一した項目を用いて授業評価（学生による授業アンケート）が実施されており、その結果が教員にフィードバックされるとともに、学生に公表される等、授業評価を制度として組織的に行っている。【資料2-6-6】

【自己評価】

教育目的の達成状況の点検・評価方法として、シラバス等を活用して学生に周知している。また、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックについても、学生による授業アンケートの実施により、評価結果を継続的に改善する仕組みが構築できている。

【エビデンス集 資料編】

【資料2-6-1】平成25年度第一薬科大学シラバス

【資料2-6-2】平成25年度第一薬科大学学生授業評価アンケート報告書【資料2-3-14】と同じ

【資料2-6-3】平成25年度学生授業評価アンケートに対する教員コメント【資料2-3-15】と同じ

【資料2-6-4】第一薬科大学ホームページ（在学生の皆様へ：シラバス、カリキュラムマップ）（<http://www.daiichi-cps.ac.jp/kyomugakusei/index.html>）

【資料2-6-5】平成25年度第一薬科大学シラバス（カリキュラムマップ、171～176ページ）

【資料2-6-6】平成25年度第一薬科大学学生授業評価アンケート報告書【資料2-3-14】と同じ

（3）2-6の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の編成趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断される。今後は、学生の視点に立ったシラバス内容の一層の改善や学生の活用促進を一段

と強める検討を行う。

学生による授業評価及び結果の教員・学生へのフィードバックシステム、教員による自己評価は定着しつつあり、個々の教育方法の改善に寄与している。アンケート項目の見直しや実施方法の検討を引き続き実施する。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

1) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための支援を適切に行っているか。

2013（平成 25）年度より、入学試験に特待生制度（【資料 2-7-2】）が導入され、特待生 S に対しては 6 年間の授業料全額が、特待生 A に対しては 1 年次の前・後期授業料、特待生 B に対しては 1 年次前期の授業料が免除している。平成 25 年度は、特待生 S 1 名、A 2 名、B 3 名に対し授業料免除がなされ、学生の修学意欲の向上と経済的支援を両立した仕組みが機能している。

これ以外にも、日本学生支援機構等の奨学金の利用について入学時に新入生ならびに 2 年生以上の希望学生へガイダンスを実施し、常時情報提供と奨学金の各種書類手続き等を指導している。平成 25 年度は、①平成 25 年度奨学金（日本学生支援機構）希望者の面接（高校時予約学生 45 名＋新規希望学生 39 名＝計 84 名、うち面接学生 39 名、面接担当教員 7 名）②福岡市レインボー留学生奨学金の面接（1 名）③文科省外国人留学生学習奨励費希望者の面接：（1 名）④2013（平成 25）年度奨学金（日本学生支援機構）追加分希望者の審査（希望者 5 名、書類審査で決定）のガイダンスや審査を行った。【資料 2-7-1】

2) 学生に対する健康診断、心的支援、生活相談、学修環境作りを適切に行っているか。

学生の健康管理については、学生課厚生係の計画に基づき定期的な健康対策（病気予防対策等）を実施している。主な健康管理対策は、学生定期健康診断及び実務実習前健康診断、実務実習前感染症抗体検査、実務実習前予防接種実施計画立案・運営、学内インフルエンザ予防接種計画立案・運営、校医の委託である。医務室は看護師（学生課、厚生係）の管理下で、必要な学生はいつでも利用できるよう運営されている。また学生の安全及び生活支援のため、学生教育研究災害傷害保険（学研災）（新入学生・留年生）及び学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）（平成 24 年度以前入学の 5 年生及び平成 25 年度以降の新入学生）への加入を義務化し、学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）については加入を推奨している。これらの保険については、入学オリエンテーション時

に説明を行っている。

心的支援、学生相談のため、カウンセリングルームを設置し、学生が安心して相談やカウンセリングを行うことができる環境作りに努めている。学生の心的支援や学生相談は、クラス担任、分野主任、学生相談室員及びカウンセラーが中心となって実施されている。臨床心理士の資格を持つカウンセラーが週に1回予約制によるカウンセリングを行っている。また新入生に対しては、4月のガイダンス時に、「心身の健康アンケート」を行い、これをもとに臨床心理士が面談等を計画・実施している。クラス担任、分野主任及び学内の学生相談員（教職員6名）は随時、面談や相談に応じ、学生の心のケアにあたっている。学生課窓口及び電話等による相談に対しては、学生課厚生係が対応している。これらの相談内容については、必要に応じて、学生相談室長、クラス担任・分野別主任及び臨床心理士と相互に連絡を取り、問題点の解消に努めている。【資料 2-7-3】、【表 2-12】

さらに、2013（平成 25）年度は学生部主催で「SNS の安全利用と心のケア」というテーマで臨床心理士による講演を1、3年生に対して実施した。

また、新入生が新しい大学生活を円滑に開始できるようフレンドシップツアー（海の中道海浜公園）を行っている。平成 25 年度は、新入生だけではなく上級生を配置し、クラス担任を含めて総勢約 300 名が交流した。

学生の健康増進及び生活環境を改善するため、平成 18 年度から学内全面禁煙を実施している。2012(平成 24)年度には、大学近隣地区での喫煙を禁止するとともに、2013（平成 25）年4月から学内での喫煙について学生規程で罰則を設けた。教職員による学内外の巡回も実施し、禁煙を推進するためニコチンパッチの利用に対し、薬剤師からのカウンセリングとパッチ購入代金の7割を補助する禁煙補助事業を開始した。【資料 2-7-4】

3) ハラスメント防止のための措置を講じているか。

ハラスメント委員会を設置し、学内の教職員6名及び学外組織に相談員を依頼している。【資料 2-7-5】ハラスメント事案が生じた際には、調査委員会を設置し対応している。また、ハラスメント委員会・学生委員会共催で「SNS の安全利用と心のケア」講習会を行い、SNS 利用によるハラスメント予防の啓蒙を行った。【資料 2-7-6】

4) 学生の課外活動に対して適切に支援を行っているか。

課外活動は、学生が自主的・自立的に行う正課教育外の諸集団活動で、学生委員会と学生課が中心となって支援している。現在、体育系クラブ11、文化系クラブ7、同好会3及び学生活動を統括する総務委員会があり、クラブ及び同好会の加入者数は429名で、全体の約40%の学生がクラブや同好会に所属し活動を行っている（学友会）。クラブ及び同好会には専任教員が顧問となり、学生の課外活動の支援を行っている。【資料 2-7-7】、【資料 2-7-8】

大きな大会としては、九州薬科大学連盟大会（九薬連）への参加において、傷害保険へ加入の援助を行うとともに、連絡・運営等の面で支援を行っている。

クラブの予算は、2012（平成 24）年度より行われているクラブの在籍者数を考慮し

た部費の傾斜配分により予算化している。【表 2-14】施設面では、部室としてクラブハウス、音楽室、スタジオ、茶室を設けている。また、体育館やテニスコート、弓道場、シャワー室等をクラブの利用に供し、継続的に維持管理を行っている。2012（平成 24）年度はバスケットコートの改修、2013（平成 25）年度は弓道場の補修等も必要に応じて行っている。

第一薬科大学の学園祭（薬大祭）は、毎年 10 月最終土日に 2 日間開催している。低学年次の学生を中心として約 300 名程度が参加している。薬大祭については、学生委員会と学生課でも支援しながら実行している。

2013(平成 25) 年度の新たな試みとして、英語教育と国際性の涵養を目的として「英語ステーション」をボランティア団体として立ち上げた。ボランティアの学生 15 名が集まり、一般学生に向けて英語のゲームや自主学習、英語ビデオの上映等の運営を開始したが、自主的な活動が円滑に行われるようになるまで、当面は学生委員会による支援を行う予定である。

2013（平成 25）年度は、課外活動の活性化と支援、学生のモチベーションの向上を目指して、「学生活躍賞」を学生委員会で制定し、その年度に様々な方面で活躍した学生を表彰した。【資料 2-7-9】

【自己評価】

学生生活の安定のための支援策として、入学試験時の特待生制度を導入しており、また、学生支援機構等による奨学金を積極的に案内している点は評価できる。

学生に対する健康診断、心的支援、生活相談、学修環境作り、ハラスメント防止のための措置については、関係部署が連携して問題解決に当たっている。また、カウンセラーや学生相談員、クラス担任、分野主任を中心とした学生の相談支援システムも適切に機能している。

学生の課外活動に関する事項の活動状況は、学友会・薬大祭組織支援、学友会経費の部費の運用支援、薬大祭の運営を通して学生委員会及び学生課を中心に手厚く積極的な支援活動が行われている。

【エビデンス集 資料編】

- 【資料 2-7-1】奨学金利用状況
- 【資料 2-7-2】平成 25 年度特待生名簿
- 【資料 2-7-3】平成 25 年度学生相談の概要
- 【資料 2-7-4】禁煙補助制度報告書
- 【資料 2-7-5】ハラスメント防止委員会運営規程
- 【資料 2-7-6】平成 25 年度 SNS 講習会資料
- 【資料 2-7-7】平成 25 年度クラブ・同好会等一覧表
- 【資料 2-7-8】平成 25 年度クラブ顧問名簿
- 【資料 2-7-9】平成 25 年度学生生活躍賞受賞者名簿

【エビデンス集 データ編】

【表 2-12】 学生相談室、医務室等の利用状況

【表 2-14】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活全般に関する学生の意見・要望を汲み上げる仕組みを整備し、学生サービスに反映しているか。

学生生活全般に関する意見を汲み上げる仕組みとしては、学生意見箱、学生満足度アンケート・心身の健康アンケート及び学生・教職員懇談会等が挙げられる。

各種の取り組みを通じて、学生の学習室の利用方法、学習場所の環境整備、図書館の開館時間、食堂の営業時間や食事内容等について対応を検討した。学内手続きとしては、学生委員会が様々な学生の要望を収集し、必要な部署に要望を伝達し、実現可能なものについて対応策を協議し、学生サービスに反映させている。【資料 2-7-10】、【資料 2-7-11】

【自己評価】

学生生活全般に関する学生の意見・要望を汲み上げる仕組みは概ね整備されており、必要に応じて対応策が協議され、学生サービスに反省されている。今後もさまざまな方法で学生の意見・要望を収集する。

（3）2-7 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学生生活の充実に向けて、大学全体を挙げて必要な対策を講じる。特に、経済的支援やメンタル・ヘルスケアを必要とする学生を積極的に支援するべく、奨学金制度の拡充、人的・物的支援策の充実を図る。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2-7-10】 平成 25 年度 学生満足度アンケート結果 【資料 2-3-16】 と同じ

【資料 2-7-11】 平成 25 年度 学生・教職員懇談会記録 【資料 2-3-17】 と同じ

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

（1）2-8 の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

（2）2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

2013（平成 25）年度（5 月 1 日現在）における専任教員数は 47 名であり、大学設置基準で定められた専任教員数（47 名）を満たしている（表 2-8-1）。また、教授数（27 名）、5 年以上の薬剤師として実務経験を有する臨床系教員数（実務家教員）についても法定数（6 名）を満たしている。在籍学生の総数は 1,081 名であることから、専任教員 1 名あたりの学生数は 23 名と算出される。

過去 5 年間の教員の年齢構成割合（％）の推移を表 2-8-2 に示す。平成 25 年度には、若手教員 4 名を含む計 7 名を採用したことにより、50 歳以下の比率が向上している。また、2013（平成 25）年度における女性の専任教員数の割合は 25％である。

授業科目の担当教員配置に関しては、主要授業科目の大部分を専任の教授又は准教授が担当しており、教育目的及び教育課程に即した教員が確保されている。【表 2-5】

表 2-8-1 専任教員数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
専任教員数	47 名	46 名	49 名	47 名	47 名
教授数	25 名	25 名	27 名	27 名	27 名
臨床系教員数	6 名	7 名	8 名	8 名	9 名

表 2-8-2 各年度の教員の年齢構成割合（％）の推移

年 齢	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
61 歳以上	25.5	28.3	34.7	42.6	41.7
51－60 歳	40.4	39.1	34.7	23.4	22.9
41－50 歳	10.6	17.4	16.3	21.3	20.8
31－40 歳	17.0	13.0	10.2	10.6	10.4
30 歳以下	6.4	2.2	4.1	2.1	4.2
合計	100	100	100	100	100
50 歳以下	34.0	32.6	30.6	34.0	35.4

【エビデンス集 データ編】

【表 2-5】授業科目の概要

【自己評価】

大学設置基準に定める専任教員総数、教授数、臨床教員数をそれぞれ満たしており、主要な授業科目には、専任の教授及び准教授を配置している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

本学の教員の採用及び昇任に関する手続きは、「第一薬科大学教育職員選考規定」に定められている。採用・昇格対象者を人事委員会で審議し、教授会の承認を得て、学長が

決定する体制を整備している。なお、採用は公募（大学ホームページ等）や紹介を主であり、担当科目や教育研究業績に基づいて選考している。【資料 2-8-1】～【資料 2-8-3】

本学では 2010（平成 22）年度より教員の教育、研究、管理運営、社会貢献の 4 領域について、教員自身が自己評価を行う制度を導入し、毎年、その活動報告書の提出を課している。

ファカルティディベロップメント（FD）活動については、FD 委員会が計画・立案して、全学的に実施している。2013（平成 25）年度には、学生授業評価アンケートの実施、学生授業評価アンケートに対する教員の改善計画の収集、FD 講習会の開催、教員相互の授業参観を実施した。【資料 2-8-4】～【資料 2-8-6】

学生による授業評価は、講義科目・実習科目すべてを対象とし、前期と後期の計2回実施している。アンケート結果は、冊子として編纂している。学生授業評価アンケート結果と学生が記載した自由記述欄の資料は、各教員に提供するとともに、これを受けて教員みずから、アンケート結果に対して改善・意見等を教員コメントとして記述して、その内容を開示している。

2013（平成 25）年度の FD 講習会は「薬学教育評価機構の評価申請について」（講師：第一薬科大学 戸田晶久教授）、「発達障害学生への対応」（講師：第一福祉大学学部長 竹下研三）をテーマに計 2 回開催した。【資料 2-8-7】、【資料 2-8-8】

【自己評価】

教員の採用・昇格に関する基準は明確に定められており、教授会で審議を行って客観性、透明性を考慮しながら、適切に運用されている。今後も継続的に実施しながら、評価項目の見直し、昇格や昇給等への反映を検討する。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2-8-1】 第一薬科大学教育職員選考規程

【資料 2-8-2】 平成 25 年度第一薬科大学研究年報

【資料 2-8-3】 第一薬科大学ホームページ（トップページ）

(<http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/index.html>)

【資料 2-8-4】 平成 25 年度第一薬科大学学生授業評価アンケート報告書【資料 2-6-6】と同じ

【資料 2-8-5】平成 25 年度学生授業評価アンケートに対する教員コメント【資料 2-3-15】と同じ

【資料 2-8-6】 平成 25 年度教員相互の授業参観の試行的実施（教員相互授業参観アンケートと授業参観感想）

【資料 2-8-7】 平成 25 年度第 1 回 FD 講習会

【資料 2-8-8】 平成 25 年度第 2 回 FD 講習会・第 1 回 SD 講習会

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

教養教育の実施については、教務委員会が主導して実施している。カリキュラム・ポリ

シーに基づき、必要な科目等を体系的に編成し、必須科目、選択科目等からなる授業科目及びその単位数を各年次に配当している。【資料 2-8-10】、【資料 2-8-11】

主として 1～2 年次に配置している情報教育や外国語教育に関わる科目を含む教養教育科目は、薬剤師という職能を通じて社会人としての役割を支える基盤を提供する科目として位置づけ、薬学専門教育科目とのバランスをも考慮している。2011（平成 23）年度より教養科目の開講数を順次増やし、学生の選択の幅を拡大した。2013（平成 25）年度、教養科目は 27 単位で、これは卒業要件単位数の 13.6%を占めている。

薬学専門教育科目に関しては、1 年次に薬学専門教育の導入となる早期体験学習をはじめとした基礎的な科目を導入し、年次進行に従って円滑に専門科目に移行できるように配置している。

【自己評価】

教養教育の実施については、教務委員会が主導して実施しており、開講数を順次増やしながらかリキュラム・ポリシーに基づき、年次進行に従って円滑に専門科目に移行できるように配置している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 2-8-9】カリキュラム・ポリシーの記載資料【資料 1-2-1】、【資料 1-2-2】、【資料 1-2-3】と同じ

【資料 2-8-10】第一薬科大学学則第 10 条別表第 1（授業科目の種類及び単位数）【資料 2-2-4】と同じ

（3）2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員組織編成の基本方針が定められ、それに基づいた教員の適切な役割分担を果たすべく、教員組織編成が整備されている。ここ数年間における教員の年齢構成割合（%）の推移を見る限り 61 歳以上の教員の割合が高いことから、若手教員を積極的に採用し、バランスの取れた年齢構成へ改善する。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

（1）2-9 の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

（2）2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

（1）施設全般

本学の校地面積は約 69,500m² である。大学設置基準上必要な校地面積は、10,380m²

であり、本学は設置基準を十分に満たしている。また、校舎面積は約32,800m²である。大学設置基準上必要な校舎面積は8,958m²であり、本学の校舎面積は設置基準を十分に満たしている。【表2-18】

本学の主要施設として本館、新館があり、それぞれに講義室、研究室、自習室がある。厚生会館には、講義室のほか食堂、体育館がある。その他、薬用植物園、実験動物飼育施設は別棟にある。【表 2-20】、【表 2-21】

(2) 教育・研究施設

本館には、教員研究室として 7 分野（薬品化学 A 分野、薬品化学 B 分野、衛生化学分野、処方解析学分野、分析化学 A 分野、免疫薬品学分野）の研究室がある。新館には 8 分野（分子生物学分野、薬物解析学分野、薬品作用学分野、薬物治療学分野、薬剤設計学分野、臨床薬剤学分野、分析化学 B 分野）の研究室がある。それぞれの研究室は、教授室、セミナー室、実験室で構成されている。

(3) 共用施設・設備

・中央機器室

中央機器室における共用機器として MS（質量分析計）、NMR（核磁気共鳴装置）、リアルタイム PCR、超遠心分離機、蒸留水イオン交換水製造器を備えている。共有機器の利用促進に向け中央機器講習会を適宜開催している。【資料 2-9-1】

・実験動物飼育施設

実験動物飼育施設では、マウス及びラットを分離しクリーンラックの中で適正に飼育・管理している。施設内は、前室、マウス飼育室、ラット飼育室、洗浄室、汚物室から構成され、マウス及びラット飼育室内での薬物投与スペースが確保されている。【資料 2-9-2】

・薬用植物園

薬用植物園は、本学キャンパスから徒歩数分のところに位置されており、土地面積 833 m²・温室面積 149m²とともに、管理舎 19m²が設置されている。【資料 2-9-3】

・図書館

学生及び教育・研究者に不可欠な学術資料を整え、それを効率よく利用できる環境・設備を整備している。

(1) 図書資料の体系的整備及び量的整備

本学の図書館は 2010 年 10 月に、カフェテリアの隣に新たに図書・国試情報センターを設け、新刊書及び国家試験教材を配架している。蔵書総数は自然科学系及び社会・人文科学系合わせて約 90,000 冊、定期刊行物約 1,000 種を分類登録し、蔵書検索システム（OPAC）により書籍のリストアップ及び所在が確認できるようになっている。学術雑誌については、学内より薬学関連の電子ジャーナル（2,000 タイトル以上）にアクセスできるようになっている。

(2) 図書館施設の規模及び機器・備品の整備状況

学生閲覧室の座席数は、本館 192 席、図書・国試情報センター内に 58 席あり、学生の利用スペースを確保している。

【自己評価】

大学設置基準を上回る校地・校舎を整備しており、施設・設備についても、質量の両面において教育課程の実施に十分なものを備えている。また、施設・設備の運用についても適切に維持・管理されており、有効に機能している。

[エビデンス集 データ編]

- 【表2-18】校地・校舎等の面積
- 【表2-19】教員研究室の概要
- 【表2-20】講義室、演習室、学生実習室等の概要
- 【表2-21】附属施設の概要（図書館を除く）
- 【表2-22】その他の施設の概要
- 【表2-23】図書、資料の所蔵数
- 【表2-24】学生閲覧室
- 【表2-25】情報センター等の概要

[エビデンス集 資料編]

- 【資料2-9-1】第一薬科大学中央機器管理運営委員会規程
- 【資料 2-9-2】第一薬科大学実験動物管理運営委員会規程、第一薬科大学ホームページ（情報の公表、学内活動）
(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/page_13655.html) 【資料2-1-4】と同じ
- 【資料2-9-3】第一薬科大学薬用植物園運営委員会規程

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

[事実の説明]

平成25年度における学年別での1クラス当たりの受講者数は、1年次で43～61名（必修語学）、96～120名（必修その他）、17～94名（選択）、2年次で36～42名（必修語学）、77～101名（必修その他）、23～85名（選択）、3年次で81～93名、4年次で177～182名、5年次で116名、6年次で86名（必修）、16～65名（選択）である。

学生の学習環境に関する意見を汲上げる仕組みとして、学生意見箱、学生満足度アンケート・心身の健康アンケート及び学生・教職員懇談会等を設けており、必要に応じて学生の意見を反映させている。

各種の取り組みを通じて、学生の学習室の利用方法、学習場所の環境整備、図書館の開館時間、食堂の営業時間や食事内容等について対応を検討した。

[自己評価]

習熟度別クラス編成を導入するなど、少人数教育を積極的に実施しており、講義室の収容人数も適切な範囲となっている。また、学習環境に関する意見を汲上げる仕組みを整備して、学生意見を反映させている取り組みは評価できる。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動、学生の学修活動をより一層の活性化させていくため、利用状況等の把

握を継続的に実施する。

〔基準 2 の自己評価〕

学生の受け入れは、アドミッション・ポリシーに従って、多様な学生に対する多面的な受入れ方法が採用され、試験方法の違いの周知徹底を図りつつ、厳正かつ公正な判定が行われている。過去 5 年間にわたって入学定員の適切な管理もなされている。

教育課程の編成方針は、明確に定められており、教育目標を反映した教育科目及びその内容が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに沿って編成され、教育課程に知識・技能・態度の各要素が組み込まれた専門教育及び教養教育に係る授業科目等のカリキュラムが、順次性を持って体系的に配置されている。

学修及び授業の支援については、教職員が相互に連携をとりながら、十分な体制が整備されており、学生からの意見を汲み上げるシステムは組織立てて行われている。

単位認定並びに進級及び卒業要件については、それぞれに対する基準が明確に定められている。キャリアガイダンスについては、就職希望者の状況に合わせて適切な支援がなされている。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、シラバスに成績評価を明示し、学生による授業アンケートを実施することにより、達成状況の結果を継続的に評価する仕組みを整備している。

学生生活の安定のための支援策として、入学試験時の特待生制度を導入しており、また、学生支援機構等による奨学金を積極的に案内している点は評価できる。その他の支援についても、関係部署が連携して問題解決に当たっており、学生生活全般に関する学生の意見・要望を汲み上げる仕組みは概ね整備されていると評価している。

教員の配置等に関しては、大学設置基準に定める教員数を満たしており、教育上主要な授業科目には、専任の教授又は准教授を配置し、教育課程の遂行に必要な教員が確保されていると判断される。

大学設置基準を上回る校地・校舎を整備しており、施設・設備の運用についても適切に維持・管理されており、有効に機能している。授業を行う学生数についても、習熟度別クラス編成を導入するなど、少人数教育を積極的に実施しており、学生意見を適宜反映させる取り組みを実施している点は評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

本学の設置者である学校法人都築学園の寄附行為において、法人設置の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定めている。また、関係法令を遵守し、私立大学としての建学の精神に基づいて、高等教育機関として求められる管理運営体制や関係諸規程を整備している。【資料 3-1-1】

【エビデンス集 資料編】

【資料 3-1-1】 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【自己評価】

本学は建学の精神に基づいて、高等教育機関として社会的責務を果たせる経営を行っている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

寄附行為に規定された法人の最高意思決定機関として理事会および評議員会を定期的に行ない、確実な業務の遂行と目的の実現に向けて努力を継続している。さらに、管理部門と教学部門の連携を図り、様々な機関・組織を通じて、経営の使命・目的の実現のために継続的に努力している。【資料 3-1-2】、【資料 3-1-3】

【エビデンス集 資料編】

【資料 3-1-2】 第一薬科大学 学生便覧 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-1-3】 第一薬科大学 教授会規程 【資料 1-3-10】 と同じ

【自己評価】

本学では、管理部門と教学部門の意思疎通が円滑に行われており、大学の各組織は、

使命及び目的の実現に向けて、継続的な努力を続けていると判断する。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

[事実の説明]

公共性を有する大学経営にあつては、大学の設置や運営に関連する法令や一般法令の遵守が極めて重要であり、本学においても、法人寄附行為、学則はじめ諸規程を関係法令に適合するように整備して、円滑な運営を行っている。

関連法令等および学内規程の遵守は、学校教育法、大学設置基準、私立学校法および同施行規則、都築学園寄附行為、都築学園各種規程に基づき、本学の組織運営・人事服務・学事・経理等に関する各種規程を定め、これらに基づき大学の業務を遂行している。

個人情報の保護は、本学個人情報保護規程に基づき、個人情報保護管理者（学部長）の指導・監督の下、個人情報の収集、利用・提供等の制限、個人情報の開示等を適切に行っている。

不正行為の防止等に関する取り組みや制度は、就業規則等各種規則の遵守を朝礼等で喚起し確行している。特に、科研費の使用、ハラスメント、予算の執行については、各規程に基づいて実施されているか、課長・事務長が細心の注意を払っている。

法人としては、評議員会並びに監事による業務監査がなされている。教学面においては、関連大学の学部長等による内部監査が実施されている。

[自己評価]

法人や大学の運営については、関係法令を遵守しながら、適切に行われていると判断する。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

[事実の説明]

学内の環境保全、安全確保に関しては、安全衛生委員会を組織し、災害時の対応や排水・廃棄物処理についてのガイドラインを策定し、周知を行っている。

学生及び教職員の健康管理については、学生課厚生係が中心となって、必要な人員を配置し、急病や怪我等への対応を行っている。

個人情報の取扱いについては、ホームページに個人情報保護方針を掲載し、個人情報保護に取り組んでいる。

学内でのハラスメントに関しては、ハラスメント防止規程を整備し、規程に基づいて適正な管理が行われている。

【資料 3-1-4】～【資料 3-1-6】

[エビデンス集 資料編]

【資料 3-1-4】第一薬科大学危機管理規程

【資料 3-1-5】第一薬科大学安全衛生委員会規程

【資料 3-1-6】第一薬科大学ハラスメント防止規程

[自己評価]

法人及び大学としての健全性、誠実性の確保並びに教職員及び学生の倫理観の涵養に向けた体制を整え、適切に機能していると判断する。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

[事実の説明]

本学の教育・研究に関する情報提供は、従来から積極的に行ってきたが、特に努めて最新の情報に関してはホームページ等を積極的に活用して行うこととしている。

本学のホームページへの情報発信は、夫々の発信者の依頼を受けてホームページ委員会が掲載を行っている。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げられている情報の公表は、ホームページで行っており、自己・点検評価報告書等を掲載している。【資料 3-1-7】

[エビデンス集 資料編]

【資料 3-1-7】 第一薬科大学ホームページ（情報の公表、財務状況）
(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/page_13655.html)

[自己評価]

大学からの情報提供は、ホームページ、大学案内パンフレット、募集要項等によるほか、各種セミナー、卒後教育、オープンキャンパス等を通じて積極的に公表している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

教職員及び学生の倫理観の涵養及び保持に向けた研修会等を継続して実施し、規律と誠実性を高めるよう恒常的な取り組みを行う。また、経営の規律と誠実性は担保されており、情報公開についても積極的に実行していると判断しているが、本学を取り巻くステークホルダーへの説明責任を果たし、社会からの信頼を維持していくためにも一層の情報公開に努める。

3-2 理事会の機能

＜3-2 の視点＞

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[事実の説明]

理事会は法人の意思決定機関であり、理事会の構成員として本学学長が理事長を務め、理事会で決定された事項は教授会等において速やかに伝達されている。学校法人都築学園寄附行為（以下、「寄附行為」と呼ぶ。）、理事は五人以上七人以内と定められており（寄

附行為 第六条)、理事の選任についても明確に定められている(寄附行為 第十二条)。予算及び事業計画ならびに決算及び実績の報告についてもそれぞれ定められ(寄附行為 第三十条、第三十一条)、規程に基づいた運営がなされている。

〔自己評価〕

法人の管理運営体制については、理事会及び評議員会ともに、それぞれの機能と責任を明確にしている。また、理事、評議員、監事等の役割も適正であり、戦略的に意思決定ができる体制を整備し、適切に機能していると判断する。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、理事会の決定に基づいて機能的に実務を執行しており、使命・目的の達成に向けて円滑に機能している。引き続き、学内の連携を強化し、健全な運営に努める。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

〔事実の説明〕

本学は薬学部だけの単科大学であり、教学に関する事項を中心に、第一薬科大学教授会(以下、「教授会」と呼ぶ。)において大学の意思決定がなされている。第一薬科大学教授会は、第一薬科大学学則(以下、「学則」と呼ぶ。)第 52 条に基づいて設置され、第一薬科大学教授会規程(以下、「教授会規程」と呼ぶ。)によって運営されている。

第一薬科大学学則第 56 条に定める教授会の審議事項は(1)学則その他これに伴う重要な規程、内規の制定および改廃に関する事項 (2)学科、その他重要な施設の制定に関する事項 (3)授業科目の種類、学科の編成に関する事項 (4)教職員の研修に関する事項 (5)入学、退学その他学生の異動に関する事項 (6)学生定員および試験、卒業、進学に関する事項 (7)学生の厚生補導に関する事項 (8)学生の賞罰に関する事項 (9)委託生、研究生、留学生、外国人学生に関する事項 (10)教員の資格審査に関する事項 (11)公開講座に関する事項 (12)その他学部運営に関する事項と規定されている。

教授会は、学長、学長代理、副学長、専任の教授、学園総長及び学園副総長をもって構成され、必要ある場合は、専任の准教授、専任の講師およびその他の職員を加えることがある。原則として隔月 1 回開催されるが、今年度は定期の教授会が 6 回、入試判定等の臨時の教授会が 6 回開催された。教授会には下部組織として、各種委員会が付置され、決定事項を教授会に上申している。また教授会で審議・議決された事項は、助教以

上の教員が参加する教員連絡会議を月 2 回程度開催し、教授会報告並びに各委員会報告を行い教学に関わる全般的な意思決定を共有している。なお、事務職員へは副学長から朝礼等を通じ、教授会構成員以外にも伝達される。

[エビデンス集 資料編]

【資料 3-3-1】学則（資料 F-3 と同じ）

【資料 3-3-2】教授会規程（資料 1-3-10 と同じ）

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

[事実の説明]

本学は学長が理事長となっており、学長のリーダーシップの下、大学の意思決定と業務執行が円滑に運営されている。

学長等の権限は、第一薬科大学学則第 51 条により(1)学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する、(2)副学長は、学長の職務を補佐する、(3)学長代理は、学長の職務を補佐する、(4)学部長は、学部に関する校務をつかさどる、と規定されている。

学長のリーダーシップとしては、教授会は学長の召集によって行われており、審議された議案はすべて学長決済を伴うものである。【資料 3-3-3】、【資料 3-3-4】

[自己評価]

大学を取り巻く諸状況の変化に迅速かつ的確に対応するため、学長の補佐体制として、学長代理、副学長、学部長を置いている。それぞれの選任については、各選任規程に基づき適切に執行されている。このように、学長が大学の意思決定の中心となってリーダーシップを発揮しうる体制が整っており、副学長ならびに学長補佐、学部長、研究科長、各種委員会が各所掌分野で学長を支えることによって、効率的かつ機動的な大学運営を行っている。

[エビデンス集 資料編]

【資料 3-3-3】第一薬科大学 学則（資料 F-3 と同じ）

【資料 3-3-4】第一薬科大学 教授会規程（資料 1-3-10 と同じ）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを発揮するための組織構成は整っており、大学全体を掌握する責任体制が適切に構築されている。今後も教育研究上の各種方針を迅速に実行していくうえで、各種委員会における企画力の向上に努める。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

[事実の説明]

本学の管理運営に係る中心的な組織は、理事会、教授会であり、意思決定における各部門間の調整や連携は円滑になされている。また、学長が理事長であることから、理事会との調整も円滑に行われている。

教学部門における主要な委員会の責任者教授会の構成員であり、大学の意思決定や執行には相互の意見が反映される体制となっている。事務部門においては、同一敷地内に法人事務局と大学事務局があることから、関係部署の担当者が出席し、情報を共有するとともに、意見交換を行っている。

[自己評価]

法人及び大学の管理部門と教学部門の間の意見交換が恒常的になされており、意思決定が円滑に行える体制が整備できている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

[事実の説明]

監事の選任及び職務についても、規程に従って業務を執行している（寄附行為 第十三条）。各部門の決算に関して監事による意見書が示され、また公認会計士による年間約 50 日（学園全体）の会計処理が適切に確認されている。

評議員会の役割については、規程において明確に定められており（寄附行為 第十七条）、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない諮問事項を規定し、規程に基づいた相互チェック体制が構築されている。

[自己評価]

監事は、監査機能を強化しつつ実効性の高い業務を遂行している。また、評議員会の役割は、法令や規程を遵守したものであり、有効に機能している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

[事実の説明]

本学では学長が理事長を務めており、大学の経営と教学に係わる責任者としてのリーダーシップを発揮している。また、管理部門の事務業務については、事務局長が業務執行を統括し、大学全体の動向や外部情報を踏まえて学長に対して報告や提案がなされている。法人と大学の事務局、教員との間で、種々の意見交換や情報交換が行える balan

スの取れた運営が行われている。

[自己評価]

トップダウンによる意思疎通とボトムアップによる情報の共有が円滑に機能している。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、理事会、教授会、各種委員会等を通じて、法人と大学の円滑なコミュニケーションの下に、緊密な連携、迅速な意思決定を行っており、その過程においては相互チェックが有効に機能している。

本学では現在、理事長が学長を兼ねており、管理部門と教学部門の連携が適切になされているので、今後も引き続き意見交換の場を強化、充実する。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

[事実の説明]

事務職員は、大学運営において重要な役割を担う立場にある。教員の円滑な学生教育の実施を支援するとともに学生サービスが適切に行えるに十分な人員と機能を保有した事務組織を整備している。

本学の事務組織は、「第一薬科大学事務組織規程」により定められており、基本的な職務についても「第一薬科大学事務分掌規程」により示されており、教育・研究の目的達成のための人員を適切に配置している。

本学の教育研究組織は、薬学部薬学科の 1 学部 1 学科で、これを支援する事務組織として、管理部門を担当する庶務課、施設・営繕課、食堂部が、教学部門を担当する教務課、学生課、入試事務局及び図書館が、自己点検・評価を支援する自己点検・評価室が設置され、30 人の専任職員と各課等にそれぞれ 3～5 人ずつ配置している（図 3-5-1）。

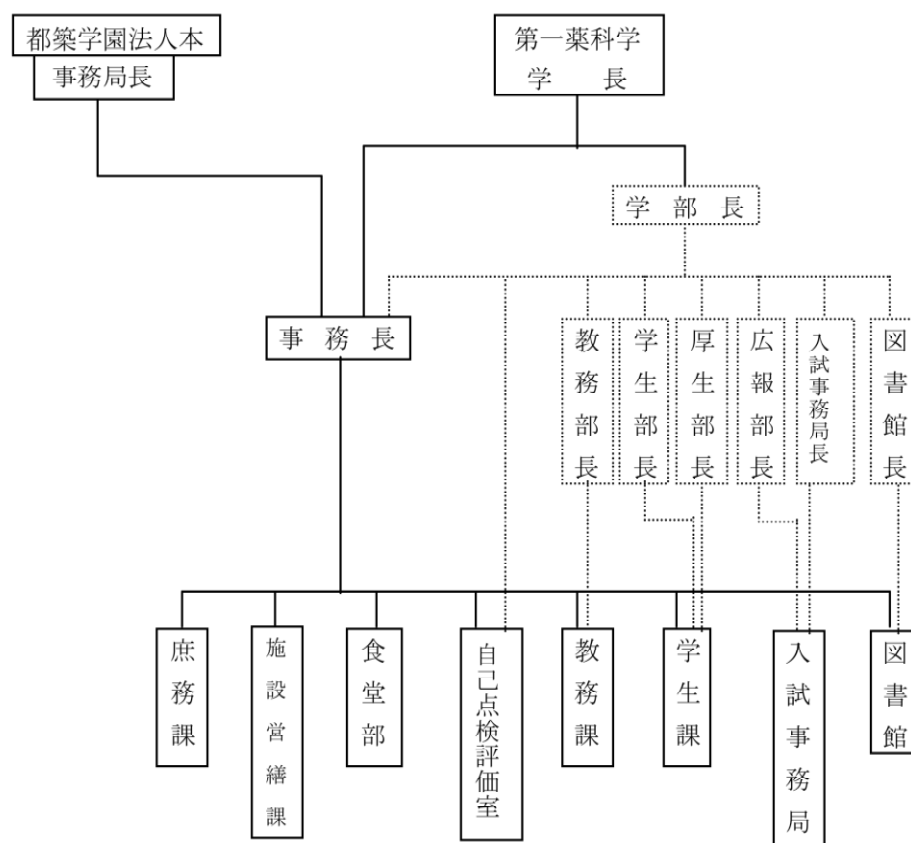


図 3-5-1 第一薬科大学事務組織

本学では、大学の目標や教育方針等について、教員と事務職員の思想が統一され一体感を持って業務を執行している。

教授会には、事務組織の事務長及び各課長等と法人本部から事務局長がオブザーバーとして出席することができる。これにより、教学組織の動向を把握し、事務組織として円滑な連携を図っている。各種委員会には担当部署の事務職員が計画等の立案担当としても参画しており、教学組織と事務組織の意思疎通が図られている。

事務職員は毎日朝礼を実施しているが、学長代理や副学長が随時参加して、教学に関する情報の提供等を行っている。また、教員連絡会が、毎週に開催されているが、事務長及び自己点検・評価室員がオブザーバーとして参加し、教学の動向を把握している。

本学の事務組織は課編成に基づき、課長が部長の支持・指導のもと「第一薬科大学事務分掌規程」に定められた業務について課員を指導監督しており、学生教育に関する事項は教務課が、教育以外の学生の課外活動・アパート寮・カウンセリング等日常生活及び就職支援等に関する事項は学生課が、入試及び広報に関する事項は入試事務局が所掌し、教学に関わる企画・立案・補佐機能を担っている。また、事務長が各課の協力等について、全般統制を行っている。

教授会の傘下の各種委員会には、事務担当課が明示されており、課長が委員として参画しているものもあり、各課で委員会審議事項の計画の立案・資料の作成等を行っている。大学事務局は、毎日朝礼を実施しており、朝礼の場で課長等が委員会での検討事項

や決定事項を、事務長が教授会での決定事項等を事務職員に報告・伝達している。

大学運営を経営面から支えうるような事務組織は、法人本部の経理部が主体となっているが、大学には庶務課に学納金及び科研費の管理及び経費の執行等を担当する経理係を配置している。

〔自己評価〕

事務組織の人員配置については、専任職員の人員に部署間で差異があるが、適材適所の方針の下、各部署の業務量を勘案しながら、適切に人員を配置している。また、事務職員の業務内容は、「第一薬科大学事務分掌規程」により具体的に明示されている。

本学の事務局は、庶務課、教務課、学生課が1室に配置されており、情報の共有化や学生に対するワンストップ・サービスが容易である点は評価できる。事務職員が教授会にはオブザーバーとして、各種委員会には委員あるいは計画等立案の担当部署として参画しており、事務組織と教学組織の意思疎通が図られ、連携協力関係は確立されている。また、事務職員が毎日朝礼を行い、情報の共有化を図っていることは評価できる。

各課等にその特性・業務遂行に必要な人員を配置し、事務組織としての役割・機能が果たせるような体制を確立しており、教員の教育研究活動を支援するとともに、学生サービスを提供する業務を積極的に遂行している点は評価できる。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

〔事実の説明〕

本学の事務業務の執行については、理事長・学長の下に、法人事務局、大学事務局をはじめとした各教育機関の事務組織が編成されている。業務執行に伴う稟議書や伺い書については、教職員や各種委員会等により起案され、担当する部課長が確認のうえ、適切に執行されている。

〔自己評価〕

事務業務の執行については、教員と事務職員が密接な連携を取り、各種委員会においても事務職員が厚生委員となり、機動的に業務を執行できる管理体制が構築されている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

〔事実の説明〕

事務職員の資質向上のための研修施策として、文部科学省、私立大学協会、私立薬科大学協会、日本学生支援機構等の部外の公的機関が行う各種研修会等に積極的に参加し、広く情報の収集および業務遂行能力の向上を図っている。2013（平成 25）年度は、延べ15人の事務職員が各種研修会・セミナーに参加した。

〔自己評価〕

本学事務職員の資質向上のための学外の研修会等参加への取り組みが行われており、担当業務に関する専門知識の習得をより一層強化することが求められる。

長く同一業務に従事する職員は特定分野においては高い能力を発揮しているが、大学

業務全般を俯瞰的に眺め、問題意識を持って業務に取り組む必要がある。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

事務職の年齢構成が高齢化しているので、平成 26 年度には民間企業経験者から積極的に新規採用を実施する予定である。

また、事務組織の効率化を図るため、新学事システムと出席管理システムを導入したが、それに伴う教員と事務職員の役割を再検討する必要がある。さらに、部外の公的機関の行う研修会等に積極的に参するとともに、学内での事務能力向上のためのセミナー・研修会等に積極的に参加し、職員の資質向上を図る。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

[事実の説明]

大学としては、帰属収支差額は消費収入超過を維持しているが、法人全体としては消費支出超過状態が継続するとともに、過去の金融機関からの借入れ等による多額の負債があり、法人として財政基盤を確立するために、平成 24 年度に平成 24 年度～平成 28 年度にわたる法人全体及び大学の財務に係る「経営改善計画」を策定し、平成 28 年度までに帰属収支差額の黒字化を目標に取り組みを行っている。

法人全体の帰属収支差額は、平成 23 年度－7.5 億円、平成 24 年度－8.9 億円、平成 25 年度－3.8 億円と年々改善されつつある。金融機関からの借入残高も、年々減少し、平成 25 年度は帰属収入の 1.8 倍まで改善している。

[自己評価]

平成 24 年策定した「経営改善計画」に基づき、平成 24 年度に旧岩田屋資産の売却資金をもって金融機関からの借入金を削減するとともに、学園が保有する不動産も売却し、必要な資金を得た。平成 25 年度も「経営改善計画」の実行により、帰属収支差額の改善、負債の削減を遂行しており、概ね計画通りに改善が進捗している点は評価できる。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

[事実の説明]

平成 25 年度における消費収支計算書関係比率（大学単独）に関して以下に記す。全国平均については、「今日の私学財政 大学・短期大学編 日本私立学校振興・共済事業団 平成 24 年度版」の単一学部の数値から引用している。

- ・人件費比率は 32.2%で、全国平均は 55%であり、平均より良好な状況にある。
- ・人件費依存率は 32.2%で、全国平均は 72.2%であり、平均より良好な状況にある。
- ・教育研究経費比率は 28%で、全国平均は 33.1%であり、平均を下回る状況にある。
- ・管理経費比率は 7.7%で、全国平均は 8.6%であり、平均より良好な状況にある。
- ・消費収支比率は 69.3%で、全国平均は 110.5% であり、平均より良い状況にある。
- ・学生生徒納付金比率は 94.6%で、全国平均は 76.1%であり、収入が学生数の動向を受けやすい状況にある。

平成 25 年度における貸借対照表関係比率（法人全体）に関して以下に記す。全国平均については、「今日の私学財政 大学・短期大学編 日本私立学校振興・共済事業団 平成 24 年度版」の大学法人（医歯系法人を除く）の数値から引用している。

- ・固定資産構成比率は 96.9%で、全国平均は 86.7%であり、比率が高い状況にある。
- ・流動資産構成比率は 3 %で、全国平均は 13.3%であり、流動性が低い状況にある。
- ・自己資金構成比率は 78.6%で、全国平均は 87.2%であり、平均よりやや低い状況にある。
- ・固定比率は 123.3%で、全国平均は 99.5%であり、平均より高く、固定資産への自己資金の投下が多い状況にある。
- ・流動比率は 94.1%で、全国平均は 242.8%であり、負債に備える資産が少ない状況にある。
- ・負債比率は 20.1%で、全国平均は 14.7%であり、平均を上回っている。

文部科学省の科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費等）、資産運用益等の受け入れ状況に関して、法人設立当初から経常費補助金は受けずに財務運営を実行しているが、その他の外部資金として、文部省科学研究費、受託研究費、研究助成寄附金を受け入れており、平成 25 年度は、文部科学省科学研究費 1,417 万円、受託研究費を 250 万円、研究助成寄附金 260 万円を受けている。（表 3-6-1）。

表 3-6-1 過去 3 年間の外部資金の受け入れ状況

- ・科学研究費（単位：千円）

区 分	2011 年度	2012 年度	2013 年度
申請件数	9	13	10
採択件数	1	2	5
交付額	1,170	10,920	14,170

- ・受託研究費（単位：千円）

区 分	2011 年度	2012 年度	2013 年度
受入件数	0	1	1
受入額	0	500	2,500

- ・研究助成寄附金（単位：千円）

区 分	2011 年度	2012 年度	2013 年度
受入件数	2	3	6
受入額	800	1,850	2,600

【自己評価】

大学単独の財務比率は、順調に推移している。収入面において学生生徒納付金比率が高く、学生数に大きく影響を受ける状況にある。

法人としては、学納金以外の収入面の多角化を図っている最中である。資産構成において、資産の流動性を高める必要があり、負債比率も高い状況にあるため、計画に基づいて負債を減少させる必要がある。

外部資金に関しては、科学研究費、受託研究費ともに全体としては以前より資金確保に対する改善傾向がみられることは評価できる。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

「経営改善計画」の実行に関して、学生の確保による安定的な学納金収入と効率的な経費執行による経費削減が重要である。入学定員を確保できていない学校においては、教育内容・方法、学生募集戦略等を見直し、入学者数の増加を図る必要がある。

大学としては、科学研究費等競争的研究資金や各種補助金等の積極的獲得による資金の多面的確保を継続して実施する。

法人としては、経営改善計画の着実な実行により、負債の削減に努めるとともに、支出面においては、業務形態や組織の見直しを通じた業務の効率化の推進と恒常経費の見直しによる経費削減に努め、財政基盤の改善を推進する。

科学研究費補助金及び受託研究費等、部外研究資金の導入についてじゃ、教育研究の活性化と経営基盤の強化のためより一層の増加に努める。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

「予算編成の適切性と執行ルールの特明確性」

予算編成は、12 月上旬に方針を決定し、各予算単位（本学を含む）の長は 12 月下旬までに収入の予算資料を作成、経理部長宛提出し、翌年 1 月中旬までに予算概算額要求書（支出の予算資料）を作成し、経理部長宛提出する。

概算要求書を受けて経理部において、その内容を審査し、各部門等と必要な調整を行って予算原案を作成、2 月下旬までに理事長に提出される。提出された予算原案は、3 月の評議員会で審議のうえ理事会で決定される。決定された予算は 10 日以内に各予算単位の長に通知される。予算の執行は、伺い書に基づいて、予算単位の長が責任をもつ

て行い、全般の予算管理は経理部が担当している。

〔自己評価〕

予算編成の仕組み、手順は、各予算単位の長からの意見等が反映されるようになっており、円滑に機能している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

〔事実の説明〕

財務監査は公認会計士と監事による監査を行っており、公認会計士による監査は、年度当初、公認会計士と事前調整を行い年度の監査計画を作成し、これに基づいて年度の会計監査を受けている。平成 25 年度は、延べ 42 日間の監査を受けた。年度途中においても課題を随時協議して対応している。

私立学校法第 37 条及び都築学園寄附行為第 13 条に基づく監事による監査も、公認会計士の監査に連携し、効率的で質の高い監査に努めている。

内部監査は、大学に対しては実施しているが、専門学校等に対しては現在実施していない。

財務情報の公開については、私立学校法第 47 条及び都築学園寄附行為第 33 条に基づき、法人本部経理部に財産目録、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書及び監査報告書を備え付けておき、利害関係者のからの要求により閲覧させている。

また、大学ホームページに事業報告書、貸借対照表、収支計算書(資金・消費)総括表、財産目録、監事の監査報告書を掲載し、広く一般公開している。

〔自己評価〕

公認会計士及び監事監査は特に問題はないが、内部監査との連携は不十分である。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

今後、意志決定プロセスの検討を行うとともに、固定経費の増加に対して、現状を徹底して見直し、必要経費の確保と無駄の排除を実施していくように努める。また、内部監査と監事及び公認会計士監査の連携を強化するとともに、専門学校等の内部監査の実施に努める。

〔基準 3 の自己評価〕

本学は、教育研究目的・目標を実現するための予算は十分配分されており、本学独自の財政基盤も確立・安定している。

法人全体としては、帰属収支差額が確保できておらず、負債比率（全国平均 17.2%）及び流動比率（全国平均 242.8%）が全国平均より悪い状況である。加えて、帰属収入を上回る金融機関からの借入残高があり、財政基盤はやや不安定な状況である。

今後一層の人件費及び管理経費の節減努力を継続し、教育研究経費は教育研究目的・目標を実現できる予算を確保する。一方、経営改善計画の着実な実行により、法人として帰属収支差額を確保、負債の削減を図り、財政基盤の安定化を推進する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

[事実の説明]

本学では、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するために、1993(平成 5)年に自己点検・評価委員会を設置した。2007(平成 19)年には、その下部組織として、自己点検・評価対策室が設けられ、2009(平成 21)年には「平成 20 年度自己点検評価報告書」を、2010(平成 22)年には「自己点検・評価報告書」を作成した。【資料 4-1-1】

認証評価の結果を受けて、より一層の点検評価の体制の構築が急務であると考え、2011(平成 23)年 3 月の教授会において、自己点検・評価委員会規程を改正し、学長を中心とした全学的な体制を整備した。また、実効性を高めるために、作業部会として小委員会を設置した。【資料 4-1-2】

自己点検・評価委員会は、2011(平成 23)年以降、年度初めに教学に関する活動方針を定め、小委員会が関係部局に年度計画の策定を指示し、年度内の実施状況の確認、年度末の達成度の測定・評価、反省点を踏まえた再計画という PDCA サイクルを導入した。自己点検・評価委員会は、評価結果を報告書にまとめ、各関係部局へのフィードバック及びホームページ等での公表を実施した。【資料 4-1-1】

2011(平成 23)年度、2012(平成 24)年度は、大学基準協会の評価項目を中心に自己点検・評価を行い、その評価結果を報告書にまとめて公開した。【資料 4-1-3】

今年度の自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が主導的に PDCA サイクルを回し、各種委員会の成果報告書を提出させ、自己点検・評価委員会の指示に基づき、成果報告書等により、自己点検・評価小委員会が報告書を作成した。

[エビデンス集 資料編]

【資料 4-1-1】第一薬科大学ホームページ（情報の公表）

(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/page_13655.html) 【資料 1-2-3】と同じ

【資料 4-1-2】自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-3】平成 23 年度計画に係る自己点検・評価報告書、平成 24 年度計画に係る自己点検・評価報告書

[自己評価]

1993（平成 5）年から自己点検・評価委員会において、「第一薬科大学の現状と課題」や「平成 20 年度 自己点検評価報告書」を作成し、これらの自己点検・評価を通して、教職員が継続的に各担当領域の点検・評価を行うことで問題点を認識し、改善向上を行うことの重要性を認識できてきたことは評価できる。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

[事実の説明]

本学学則は、自己点検・評価委員会規程に自己点検・評価の実施について定めており、教育研究活動の状況把握に努めている。【資料4-1-4】

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、学長代理、副学長、学部長、各部長、事務長等によって構成される。各種委員会での自己点検・評価を取りまとめ、自己点検・評価委員会はその分析、評価に基づいて、各種委員会における改善事項・実施方法を審議し、その結果は随時学長に報告される。集約された情報の多くは教授会に報告されるとともに、必要に応じて学長から各部長及び各委員会委員長へ指導・指示がなされる等、迅速なフィードバックを行っている。

[エビデンス集 資料編]

【資料4-1-4】自己点検・評価委員会規程【資料4-1-2】と同じ

[自己評価]

各種委員会での自己点検・評価を取りまとめ、自己点検・評価委員会はその分析、評価に基づいて、改善事項・実施方法を検討しており、実質的な評価体制は維持されているものとする。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

[事実の説明]

本学がこれまで実施した「自己点検・評価」報告の経緯については以下に記す。

- ・1989（平成元）年～1993（平成 5）年

大学のあらゆる諸問題について、現状の点検作業を実施し、「現状と課題」を平成 5 年に刊行した。

- ・1994（平成 6）年～1998（平成 10）年

前回の点検・評価に基づき、前回課題とされた点を踏まえ点検・評価を継続し、「現状と課題」を平成 10 年に刊行した。

- ・1999（平成 11）年～2003（平成 15）年

さらに、点検・評価を継続し「現状と課題」を平成 15 年に刊行した。

- ・2009（平成 21）年 4 月

薬学教育評価機構の分野別評価基準に基づき、自己評価（「自己評価 21」）を実施した。

- 5) 2010（平成 22）年 6 月

大学基準協会に加盟し、大学機関別認証評価を受けることとし、自己点検・評価もこれにしたがって実施した。

- ・2011（平成23）年～2013（平成25）年

認証評価の結果を受け、自己点検・評価を継続し大学独自で「自己点検・評価報告書」を毎年作成している。【資料4-1-5】、【資料4-1-6】

2013（平成25）年度には、文部科学省の「研究機関等における動物実験の実施に関する基本指針」（2006（平成18）年6月1日）に則り、本学の動物実験に関する自己点検・評価を行い、ホームページ上に公開している。【資料4-1-7】

【エビデンス集 資料編】

【資料4-1-5】「現状と課題」（平成元年～平成5年）、（平成11年～平成15年）

【資料4-1-6】第一薬科大学ホームページ（情報の公表、第一薬科大学の大学機関別認証評価の結果について）

(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/page_13655.html)

【資料4-1-7】第一薬科大学ホームページ（情報の公表、動物実験に関する自己点検・評価報告書）

(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/page_13655.html)

【自己評価】

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし学長代理、副学長、学部長及び各部長から構成されており、部署間の点検・評価を行える構成となっている。本学は2009（平成21）年以降、自己点検・評価の周期を年1回とし実施している。大学基準協会による大学評価結果を受け、指摘された改善事項については、自己点検・評価委員会及び関係委員会において検討し改善策を策定することが急務である。また、薬学教育評価機構による分野別評価に対しても、情報を収集しながら、受審に向けた準備を進める必要がある。

（3）4-1の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の実施体制については、自己点検・評価委員会を中心とした体制を基本としつつ、具体的な実施に際して、全学的に円滑に実施できる体制を構築する。今後主體的かつ持続的な点検・評価活動を実施し、大学の質保証につなげる

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

（1）4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

（2）4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

[事実の説明]

大学の基礎情報や自己点検・評価委員会を中心に作成した自己点検・評価報告書等はホームページに掲載されている。【資料 4-2-1】

また、前期及び後期に実施している学生による「授業に関するアンケート」及び「授業に関するアンケート」調査結果は、講義担当教員にフィードバックされるほか、冊子（学生授業アンケート報告書）として配布され全教職員に周知されている。本アンケート調査結果は、図書館等にも配置し、学生等が閲覧できるようにしている。

教授会決定事項、大学行事、教務・学生部関連事項、オープンキャンパス等、大学の最新情報については教員連絡会議により情報が共有されている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 4-2-1】第一薬科大学ホームページ（情報の公表、教育改革・FD 活動第一薬科大学自己点検・評価報告書）(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukougai/page_13655.html)【資料 1-2-3】と同じ

【自己評価】

本学の自己点検・評価委員会や各種委員会等が点検・評価を行う際は、その多くの情報を学内外に公表していることは評価できる。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

授業改善を目的とした学生による授業アンケートは、2008（平成 20）年から実施している。現在、毎年 2 回前期・後期の授業中に実施している。授業評価アンケートは、従来アンケート結果を教員に通知するのみであったが、FD 委員会で検討し、2011（平成 23）年度から、結果のみならず学生が記載した教科担当教員へのコメントも含めて各教員に通知した。また、アンケート結果を教員の自主的な反省や改善に資することを目指して、担当講義の「改善計画報告書」を学部長に提出することとしている。授業評価アンケート結果は、教員のアンケート結果に対する代表的意見も含め、報告書としてホームページにも掲載し、またアンケート結果と改善計画報告書は図書館と教務課において公開し、学生への周知を図っている。【資料 4-2-2】

2012（平成 24）年度から、「学生・教員懇談会」を開催することにより、学生からの生の声を聴取する場を設けた。懇談会で出された意見や要望は速やかに学内運営に反映している。【資料 4-2-3】

【エビデンス集 資料編】

【資料 4-2-2】第一薬科大学ホームページ（情報の公表、授業評価アンケート結果）(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukougai/page_13655.html)

【資料 4-2-3】第一薬科大学ホームページ（在校生の皆様へ、学生・教員懇談会報告書）(<http://www.daiichi-cps.ac.jp/kyomugakusei/index.html>)

【自己評価】

事務局や各種委員会にて必要な点検・評価が行われ、その結果が開示されることにより、教職員の共通認識を図るよう努めている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

[事実の説明]

平成 24 年度の自己点検・評価報告書は、学内すべての役員・教職員に配布した。また、本学のホームページに掲載し公表している。【資料 4-2-4】、【資料 4-2-5】

[エビデンス集 資料編]

【資料4-2-4】平成24年度計画に係る自己点検・評価報告書 【資料4-1-3】と同じ

【資料 4-2-5】第一薬科大学ホームページ（情報の公表、第一薬科大学自己点検・評価報告書）

(http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/page_13655.html) 【資料1-2-3】と同じ

[自己評価]

自己点検・評価の結果について、学内に留まらず広く社会へ公表している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD 委員会において、学生による授業評価アンケートの結果を、大学全体的に迅速にフィードバックさせる体制に努める。各教員は、年度末に、教育・研究・社会貢献・管理運営の自己評価を行う「教育研究等活動報告書」を作成し、それに基づいて、次年度の「教育研究等活動計画書」を作成するなど、個別の評価活動も推進する。

また、点検・評価結果を大学運営に有効に活用できるよう、各委員会間の連携を強化し、さらに自己点検・評価活動が円滑に実施できるように努める。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[事実の説明]

自己点検・評価を恒常的に行うために、自己点検・評価委員会では、2011（平成 23）年以降、年度初めに教学に関する活動方針を定め、小委員会が関係部局に年度計画の策定を指示し、年度内の実施状況の確認、年度末の達成度の測定・評価、反省点を踏まえた PDCA サイクルを導入した。自己点検・評価委員会は、各部署での点検評価内容を取りまとめ、改善事項・実施方法を検討し、迅速な改善が図られている。

【自己評価】

1993（平成 5）年から自己点検・評価委員会において、「第一薬科大学の現状と課題」や「平成 20 年度 自己点検評価報告書」を作成し、これらの活動を通じて、教職員が継続的に各担当領域の点検・評価を行うことで問題点を認識し、改善を実行している点は評価できる。

（3）4－3 の改善・向上方策（将来計画）

本学を取り巻く環境変化や社会の要請に応じて、さらなる改善・向上方策の検討、実施を行う。

【基準 4 の自己評価】

自己点検・評価と、それに続く認証機関による外部評価結果等を踏まえ、自己点検・評価委員会が中心となって報告書を取りまとめ、各部署での検証結果を大学全体で共有し、より充実した点検・評価が実施できる体制及び将来の充実に向けた改善等を行うため年次計画の策定と実行を不断に行うことが重要である。また、これをより効果的なものとするために、さらなる実施体制の充実に努める。